

○武蔵村山市地域福祉計画策定懇談会設置要綱

平成27年3月3日訓令（乙）第8号

改正

令和2年3月31日訓令乙第62号

武蔵村山市地域福祉計画策定懇談会設置要綱

（設置）

**第1条** 武蔵村山市における社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条に規定する市町村地域福祉計画を武蔵村山市の地域事情及び市民の意見を反映して策定するため、武蔵村山市地域福祉計画策定懇談会（以下「懇談会」という。）を置く。

（所掌事務）

**第2条** 懇談会は、地域福祉計画の素案の作成に関し必要な事項を検討審議し、その結果を市長に報告する。

（組織）

**第3条** 懇談会は、次に掲げるところにより市長が委嘱する委員12人をもって組織する。

- （1） 学識経験者 1人
- （2） 地域福祉関係団体等の代表者 4人
- （3） 関係市民団体等の代表者 3人
- （4） 武蔵村山市社会福祉協議会の代表者 1人
- （5） 公募による市民 3人

（座長及び副座長）

**第4条** 懇談会に、座長及び副座長1人を置く。

- 2 座長は前条第1号に掲げる者として委嘱された委員をもって充て、副座長は委員の互選により選任する。
- 3 座長は、懇談会を代表し、会務を総理する。
- 4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

**第5条** 懇談会の会議は、座長が招集する。

- 2 懇談会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

（任期）

**第6条** 委員の任期は、第2条に規定する所掌事務の終了をもって満了する。

(庶務)

**第7条** 懇談会の庶務は、健康福祉部福祉総務課において処理する。

(委任)

**第8条** この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、座長が懇談会に諮って定める。

#### **附 則**

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

#### **附 則**（令和2年3月31日訓令（乙）第62号）

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

#### **附 則**

この訓令は、令和8年1月28日から施行する。

## 武蔵村山市地域福祉計画策定懇談会委員名簿

|    | 区 分              | 氏 名                 | 所 属 団 体 等                    |
|----|------------------|---------------------|------------------------------|
| 1  | 学識経験者            | 座長 きたがわ すすむ<br>北川 進 | 日本社会事業大学 大学院 福祉マネジメント研究科 准教授 |
| 2  | 地域福祉関係団体等の代表者    | なかにし のりこ<br>中西 紀子   | 武蔵村山市成年後見制度中核機関運営委員会         |
| 3  | 地域福祉関係団体等の代表者    | ふじえ あきこ<br>藤江 晃子    | 地域包括支援センター                   |
| 4  | 地域福祉関係団体等の代表者    | たかはし たけし<br>高橋 毅    | 武蔵村山市自立支援協議会                 |
| 5  | 地域福祉関係団体等の代表者    | みかわ なおみ<br>三河 奈緒美   | 武蔵村山市ボランティア・市民活動センター         |
| 6  | 関係市民団体等の代表者      | おがわ いくお<br>小川 育男    | 武蔵村山市民生児童委員協議会               |
| 7  | 関係市民団体等の代表者      | なかとう しょうよ<br>中藤 祥誉  | 北多摩西地区保護司会武蔵村山分区             |
| 8  | 関係市民団体等の代表者      | よしざわ いずみ<br>吉澤 和泉   | NPO法人 子育て未来ネット こどもと          |
| 9  | 武蔵村山市社会福祉協議会の代表者 | よしの なおこ<br>吉野 奈緒子   | 社会福祉法人武蔵村山市社会福祉協議会           |
| 10 | 公募による市民          | すだ あきこ<br>須田 晶子     |                              |
| 11 | 公募による市民          | さかい ゆみ<br>酒井 由美     |                              |
| 12 | 公募による市民          | ちくま かよこ<br>地久間 佳代子  |                              |

## ○武蔵村山市附属機関等の設置及び運営に関する指針

平成18年10月11日

市長決裁

## (目的)

第1条 この指針は、武蔵村山市（以下「市」という。）における附属機関等の設置及び運営に関し必要な事項を定めることにより、その合理化及び活性化を図るとともに、市民の市政への参画を推進し、もって市政運営の透明性及び公正性を高めることを目的とする。

## (用語の意義)

第2条 この指針において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市長等 市長その他の市の執行機関をいう。
- (2) 附属機関等 法令又は条例の規定により置く附属機関及び市長等が訓令等により置く協議会、懇談会その他の会議（市職員で構成するものを除く。）をいう。

## (適用除外)

第3条 法令の定めるところにより市長等に設置の義務がある附属機関又は法令に附属機関の所掌事務、附属機関を組織する者の範囲、定数若しくは任期若しくは附属機関の会議の運営に関する定めがあるものについては、当該法令で定める範囲内において、この指針の規定は、適用しない。

## (設置)

第4条 附属機関等は、市政への市民参画を推進し、市政における公正性を確保し、又は市政に専門的知識を導入する必要がある場合であって、かつ、おおむね次に該当するときに設置するものとする。

- (1) 客観的又は専門的な見地から市民、団体、有識者等の意見を聴く必要があり、かつ、個別に意見を聴取するだけでは十分でないとき。
  - (2) 附属機関等の所掌事務としようとする事項が現に設置している附属機関等の所掌事務と類似し、又は重複するものでなく、かつ、現に設置している附属機関等の所掌事務とすることが適当でないとき。
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長等が特に必要と認めるとき。
- 2 市長等は、附属機関等を設置しようとするときは、その所掌事務の範囲をできるだけ広くするよう努めるものとする。この場合において、当該附属機関等が調停、審査、審議又は調査等を行う機関であるときは、条例でこれを設置しなければならない。
- 3 市長等は、必要があると認めるときは、附属機関等に、分科会、部会等を設置することができる。
- 4 新たに附属機関等を設置する場合において当該附属機関等の所掌事務が時限的又は臨時的なものであるときは、市長等は、廃止の時期を定めて設置するものとする。

## (統廃合)

第5条 現に設置している附属機関等については、常にその存続の必要性を検証するとともに、所掌事務の見直し等を行うものとする。

- 2 次の各号のいずれかに該当すると認められる附属機関等は、廃止又は他の附属機関等との統合を検討するものとする。
- (1) 既に設置の目的を達成したもの
  - (2) 社会経済情勢の変化により、設置の必要性が低下したもの
  - (3) 会議の開催回数が著しく少なく、かつ、将来の開催見込が少ないと想定されるもの
  - (4) 会議の内容が形式的なもの
  - (5) 設置の目的又は所掌事務が他の附属機関等と類似し、又は重複しているもの
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、引き続き存続する必要性が低いもの

## (委員)

第6条 附属機関等を組織する委員その他の構成員（以下「附属機関等の委員」という。）の定数は、10人以内とする。ただし、市長等が特に必要と認めるときは、市長等が必要と認める数を限度としてこれを増加することができる。

2 市長等は、市議会議員及び市職員（特別職の職員を除く。）を附属機関等の委員に委嘱し、又は任命しないものとする。ただし、市長等が合理的な理由があると認めるときは、この限りでない。

3 第4条第3項の規定により設置する分科会、部会等は、当該分科会、部会等を設置する附属機関等の委員の全部又は一部をもって組織するものとする。ただし、市長等が特に必要と認めるときは、当該附属機関等の委員に加え、分科会、部会等を組織する委員その他の構成員を委嘱し、又は任命することができる。

4 前項ただし書の場合における第1項の規定の適用については、当該分科会、部会等をそれぞれの附属機関等とみなし、同項本文の規定を適用する。

（公募委員）

第7条 市長等は、附属機関等の委員に公募委員（市長等が行う附属機関等の委員の公募に応募して当該附属機関等の委員に任命され、又は委嘱された者をいう。以下同じ。）を含めるよう努めるものとする。

2 公募委員の募集、選考等に関する手続は、市長が別に定める。

（女性委員）

第8条 市長等は、附属機関等の委員に女性を含めるよう努めるものとする。

（兼務の回避）

第9条 市長等は、同一人を複数の附属機関等の委員に委嘱し、又は任命しないものとする。ただし、市長等が合理的な理由があると認めるときは、この限りでない。

（在任期間）

第10条 附属機関等の委員の在任期間は、6年を限度とする。ただし、市長等が合理的な理由があると認めるときは、この限りでない。

（会議の公開）

第11条 附属機関等の会議（以下「会議」という。）は、公開する。ただし、武蔵村山市情報公開条例（平成18年武蔵村山市条例第20号）第8条各号のいずれかに該当する情報を取り扱うとき、又は会議を公開することで公正かつ円滑な議事運営に著しい支障を及ぼすおそれがあるときは、会議を公開しないことができる。

2 会議の公開に関する手続は、市長が別に定める。

（会議開催情報の公表）

第12条 会議が開催されるときは、市長等は、あらかじめ、市政情報コーナー、市のホームページ等で会議の開催日時、開催場所、議題等を公表するものとする。

（会議録等の公表）

第13条 会議が公開により開催されたときは、市長等は、その会議録（以下「会議録」という。）の全文又は概要及び会議資料（審議に必要な資料として配付するものをいう。以下同じ。）を公表するものとする。

2 会議録の作成、公表等に関して必要な事項は、市長が別に定める。

（会議運営の効率化）

第14条 会議を効率的かつ効果的に運営するため、市長等は、会議の開催日のおおむね1週間前までに、会議資料を附属機関等の委員に配布するよう努めるものとする。

2 会議は、特別な事情がある場合を除き、1回につき2時間以内とする。

3 市長等は、会議の開催に代えて文書で報告する等の措置を講じ、会議の開催回数が必要最小限となるよう努めるものとする。

附 則（平成20年4月9日市長決裁）

第1条の規定による改正後の武蔵村山市附属機関等の設置及び運営に関する指針第13条の規定並びに第2条の規定による改正後の武蔵村山市附属機関等の会議及び会議録の公開に関する指針第12条第1項及び第2項の規定は、この指針の施行の日以後に作成する会議録から適用する。

## ○武蔵村山市附属機関等の会議及び会議録の公開に関する指針

平成19年6月11日

市長決裁

(趣旨)

第1条 この指針は、武蔵村山市附属機関等の設置及び運営に関する指針（平成18年10月11日市長決裁。以下「設置運営指針」という。）第11条第2項及び第13条第2項の規定に基づき、武蔵村山市における附属機関等の会議（以下「会議」という。）及び会議録の公開に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この指針において使用する用語は、設置運営指針において使用する用語の例による。

(会議の公開の可否)

第3条 会議の公開の可否は、附属機関等の長（以下「議長」という。）が会議に諮って決定する。

(会議の非公開)

第4条 前条の規定により会議を公開することと決定した場合であっても、非公開情報（設置運営指針第11条第1項ただし書に規定する場合に該当する情報をいう。以下同じ。）を審議する会議は、公開しない。

2 一の会議で、非公開情報と非公開情報以外の情報を審議するときは、非公開情報以外の情報の審議に限り公開するものとする。

3 前2項の場合において、一の情報を非公開情報として取り扱うことの可否は、議長があらかじめ会議の庶務を処理する課又はこれに相当する組織の長（以下「庶務担当課長」という。）と協議して決定するものとする。

4 議長は、前項の規定により一の情報を非公開情報として取り扱うことと決定したときは、当該決定に係る非公開情報を審議する会議において、庶務担当課長をして当該情報を非公開情報として取り扱う理由を説明させ、当該決定について当該附属機関等の委員の承認を受けるものとする。

(会議の公開の方法)

第5条 会議の公開は、これを傍聴させることにより行う。

2 会議を傍聴しようとする者は、会議の開始時間の10分前までに、附属機関等の会議の傍聴申込書（第1号様式）により議長の許可を受けなければならない。

3 議長は、会議を傍聴しようとする者が武蔵村山市議会傍聴規則（昭和55年武蔵村山市議会規則第2号。以下「市議会傍聴規則」という。）第6条各号のいずれかに該当するときを除き、前項の許可をしなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、議長は、会議を開催する場所の収容能力を超える傍聴の申込みがあったときは、当該収容能力を超える申込みについて、同項の許可をしないことができる。

5 前項の場合における第2項の許可は、原則として申込みの順序によるものとする。

(会議次第の配布等)

第6条 議長は、会議の傍聴の許可を受けた者（以下「傍聴者」という。）に会議の議題を記載した会議次第を配布する。

2 傍聴席は、原則として椅子のみとする。

(傍聴者の遵守事項等)

第7条 傍聴者は、市議会傍聴規則第7条に掲げる事項を遵守しなければならない。

2 傍聴者は、議長が会議に諮って許可した場合を除き、写真、映像等を撮影し、又は録音してはならない。

3 議長及び庶務担当課長は、前2項の規定に違反する傍聴者があるときは、必要な指示をするものとする。

4 議長は、前項の指示に従わない傍聴者があるときは、これを退席させることができる。

(会議公開運営要領の制定)

第8条 議長は、第3条の規定により会議を公開することと決定したときは、会議に諮って会議の公開に関する運営要領を定めるものとする。

2 前項の運営要領は、第2号様式に準じて定めるものとする。

(会議開催情報の公表の方法)

第9条 設置運営指針第12条の規定により会議の開催日時、開催場所、議題等を公表するときは、庶務担当課長は、会議の開催情報(第3号様式)を市政情報コーナーに備えるとともに、その概要を市ホームページに掲載するものとする。

2 前項の規定による会議の開催情報の公表は、会議の開催日の1週間前までに行わなければならない。ただし、緊急に会議を開催するときは、この限りでない。

3 第4条第1項又は第2項の規定により、会議を非公開とし、又は会議の一部を公開するときは、庶務担当課長は、第1項の規定による公表に際し、その旨及びその理由を示すものとする。

(会議録の作成)

第10条 会議録の作成は、次に掲げるところによる。

(1) 第4号様式に準ずること。

(2) 審議経過がわかるように、主な意見等を簡潔に記載すること。

(3) 発言者の氏名(職名その他発言者を識別できる情報を含む。以下同じ。)は、記載しないこと。ただし、発言者の氏名を公にしても、率直な意見の交換及び意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがないと認める場合であって、かつ、会議において承認を受けたときは、この限りでない。

(会議録の承認)

第11条 会議録は、当該会議録に係る会議の開催日以後1か月以内に、会議において承認を受けて確定するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する期間内に会議を開催する予定がないときその他同項の規定により難いときは、当該会議録に係る会議に出席した附属機関等の委員全員の承認を受けることにより、同項の承認に代えることができる。

(会議録等の公表)

第12条 会議を公開により開催したときは、当該会議の会議録の全文又は概要及び会議資料を市ホームページに掲載し、及び市政情報コーナーに備えるものとする。ただし、次に掲げる会議資料は、市ホームページに掲載しないことができる。

(1) 電磁的方式(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式をいう。)で作成していないものその他市の使用に係る電子計算機に記録されていないもの

(2) 前号に掲げるもののほか、市ホームページに掲載しないことに合理的な理由があるもの

2 非公開により開催された会議の会議録の公開の手続は、武蔵村山市情報公開条例(平成18年武蔵村山市条例第20号)第2章第1節に定めるところによる。

附 則

(施行期日)

1 この指針は、平成19年7月1日から施行する。

(審議会等の会議の公開に関する基本方針等の廃止)

2 次に掲げる規程は、廃止する。

(1) 審議会等の会議の公開に関する基本方針(平成10年10月6日市長決裁)

(2) 審議会等の会議の公開に関する実施指針(平成11年1月12日市長決裁)

(3) 審議会等の会議の公開に関する実施指針の運用方針(平成11年1月12日市長決裁)

(経過措置)

3 この指針の施行の際、現にこの指針による廃止前の審議会等の会議の公開に関する実施指針の運

用方針第4項の規定に基づいて制定された審議会等の会議の公開に関する運営要領は、第8条第1項の規定に基づいて制定されたものとみなす。

附 則（平成20年4月9日市長決裁）

第1条の規定による改正後の武蔵村山市附属機関等の設置及び運営に関する指針第13条の規定並びに第2条の規定による改正後の武蔵村山市附属機関等の会議及び会議録の公開に関する指針第12条第1項及び第2項の規定は、この指針の施行の日以後に作成する会議録から適用する。

第1号様式(第5条関係)

(表)  
附属機関等の会議の傍聴申込書

第 号

|                          |                      |       |
|--------------------------|----------------------|-------|
|                          |                      | 年 月 日 |
| (附属機関等の長) 殿              |                      |       |
|                          |                      | 申込者氏名 |
| 会議を傍聴したいので、下記のとおり申し込みます。 |                      |       |
| 傍 聴 者                    | 氏 名                  |       |
|                          | 住 所                  |       |
|                          | 連絡先                  |       |
| 附属機関等の名称                 |                      |       |
| 開 催 日 時                  | 年 月 日( ) 午前・午後 時 分から |       |
| 開 催 場 所                  |                      |       |
| 備 考                      |                      |       |

附属機関等の会議の傍聴許可書

第 号

|                    |                      |  |
|--------------------|----------------------|--|
| 傍 聴 者              | 氏 名                  |  |
|                    | 住 所                  |  |
|                    | 連絡先                  |  |
| 附属機関等の名称           |                      |  |
| 開 催 日 時            | 年 月 日( ) 午前・午後 時 分から |  |
| 開 催 場 所            |                      |  |
| 備 考                |                      |  |
| 上記のとおり会議の傍聴を許可します。 |                      |  |
| 年 月 日              |                      |  |
| (附属機関等の長)          |                      |  |

(日本工業規格A列4番)

(裏)

傍 聴 者 心 得

- 1 許可なく写真、映像等を撮影し、又は録音しないこと。
- 2 会議中は、みだりに席を離れないこと。
- 3 特別な場合を除くほか、帽子、えり巻等を着用しないこと。
- 4 飲食及び喫煙をしないこと。
- 5 会議における討論等に対して、賛否を表明し、又は拍手をしないこと。
- 6 私語、談笑等を慎むこと。
- 7 決められた出入口以外からは出入りしないこと。
- 8 その他会議の議事進行を妨げ、又は品位を傷つける行為をしないこと。

第2号様式(第8条関係)

〇〇審議会の会議の公開に関する運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、武蔵村山市附属機関等の会議及び会議録の公開に関する指針(平成19年6月11日市長決裁。以下「会議公開指針」という。)第8条第2項の規定に基づき、〇〇審議会の会議の公開に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開)

第2条 会議は、非公開情報に係る審議を除き、公開する。

(非公開情報の承認)

第3条 議長は、会議公開指針第4条第3項の規定により非公開情報として取り扱うことと決定したものがあるときは、会議の開会前に、庶務担当課長にその理由を説明させ、委員の承認を受けるものとする。

2 前項の承認は、出席委員の合議により行うものとし、合議が整わないときは、出席委員の過半数で決するものとする。

(会議の一部公開)

第4条 会議の一部を公開するときは、まず非公開情報以外の情報に係る審議を行い、当該審議の終了後、傍聴者を退席させた上で非公開情報に係る審議を行うものとする。

(傍聴の許可)

第5条 議長は、会議の開会前に、会議公開指針第5条第2項の規定による許可を行うものとする。

2 議長が前項の許可をしたときは、庶務担当課長は、会議においてその旨を報告するものとする。

(委任)

第6条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、議長が会議に諮って定める。

第3号様式(第9条関係)

| 会 議 の 開 催 情 報    |                                                                                                                   |  |
|------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| 附属機関等の名称         |                                                                                                                   |  |
| 開 催 日 時          | 年 月 日 ( ) 午前・午後 時 分から                                                                                             |  |
| 開 催 場 所          |                                                                                                                   |  |
| 議 題              |                                                                                                                   |  |
| 会議の公開又は<br>非公開の別 | <input type="checkbox"/> 公 開<br><input type="checkbox"/> 一部公開(根拠法令等： )<br><input type="checkbox"/> 非 公 開(根拠法令等： ) |  |
|                  | 非公開と<br>する理由                                                                                                      |  |
| 傍 聴 席            | 席程度                                                                                                               |  |
| 庶 務 担 当 課        | 部 課(内線： )                                                                                                         |  |

(日本工業規格A列5番)

第4号様式(第10条関係)

会 議 録 (要 旨)

|                                                           |                                  |
|-----------------------------------------------------------|----------------------------------|
| 会 議 名                                                     |                                  |
| 開 催 日 時                                                   | 年 月 日 ( ) 時 分 ~ 時 分              |
| 開 催 場 所                                                   |                                  |
| 出 席 者 及 び<br>欠 席 者                                        | 出席者：<br>欠席者：                     |
| 議 題                                                       |                                  |
| 結 論<br>(決定した方針、残<br>された問題点、保<br>留事項等を記載す<br>る。)           | 議題1について：<br>議題2について：<br>議題3について： |
| 審 議 経 過<br>(主な意見等を原則<br>として発言順に記<br>載し、同一内容は<br>一つにまとめる。) |                                  |

|                          |                                                                                                                                                                                               |              |
|--------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|
| 会 議 の 公 開 ・<br>非 公 開 の 別 | <input type="checkbox"/> 公 開<br><input type="checkbox"/> 一部公開<br><input type="checkbox"/> 非 公 開<br>※一部公開又は非公開とした理由<br><div style="border: 1px solid black; height: 40px; width: 100%;"></div> | 傍聴者： _____ 人 |
|--------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|

|                      |                                                                                                                   |
|----------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 会議録の開示・<br>非 開 示 の 別 | <input type="checkbox"/> 開 示<br><input type="checkbox"/> 一部開示(根拠法令等： )<br><input type="checkbox"/> 非 開 示(根拠法令等： ) |
|----------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

|           |   |         |
|-----------|---|---------|
| 庶 務 担 当 課 | 部 | 課(内線： ) |
|-----------|---|---------|

(日本工業規格A列4番)

- 第1号様式（第5条関係）
- 第2号様式（第8条関係）
- 第3号様式（第9条関係）
- 第4号様式（第10条関係）

武蔵村山市地域福祉計画策定懇談会の会議の公開に関する運営要領（案）

（趣旨）

第 1 条 この要領は、武蔵村山市附属機関等の会議及び会議録の公開に関する指針（平成 19 年 6 月 11 日市長決裁。以下「会議公開指針」という。）第 8 条第 2 項の規定に基づき、武蔵村山市地域福祉計画策定懇談会の会議の公開に関し、必要な事項を定めるものとする。

（会議の公開）

第 2 条 会議は、非公開情報に係る審議を除き、公開する。

（非公開情報の承認）

第 3 条 座長は、会議公開指針第 4 条第 3 項の規定により非公開情報として取り扱うことと決定したものがあるときは、会議の開会前に、庶務担当課長にその理由を説明させ、委員の承認を受けるものとする。

2 前項の承認は、出席委員の合議により行うものとし、合議が整わないときは、出席委員の過半数で決するものとする。

（会議の一部公開）

第 4 条 会議の一部を公開するときは、まず非公開情報以外の情報に係る審議を行い、当該審議の終了後、傍聴者を退席させた上で非公開情報に係る審議を行うものとする。

（傍聴の許可）

第 5 条 座長は、会議の開会前に、会議公開指針第 5 条第 2 項の規定による許可を行うものとする。

2 座長が前項の許可をしたときは、庶務担当課長は、会議においてその旨を報告するものとする。

（委任）

第 6 条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、座長が会議に諮って定める。

## 第六次地域福祉計画の策定について

### 1 計画策定の趣旨

これまでの福祉サービスの達成状況や本市の地域福祉を取り巻く現状、社会情勢、国の策定ガイドラインに示された新たに盛り込むべき事項等を踏まえて、引き続き、市民、事業者、市が一体となり福祉施策を推進するための事項を一定的に定める「武蔵村山市第五次地域福祉計画」を策定しました。

現在、現計画に基づき、各種施策の推進に取り組んでいるが、令和8年度末をもって終了することから、その次期計画として、武蔵村山市第六次地域福祉計画（以下「第六次地域福祉計画」という。）を策定するものである。

### 2 計画の位置付け

#### (1) 法的位置付け

第六次地域福祉計画は、現計画と同様、社会福祉法第107条に基づき策定する。また、再犯防止推進計画は再犯防止推進法第8条第1項及び成年後見利用促進基本計画は成年後見利用促進法第14条に基づき策定する。

社会福祉法第106条の5に基づき、重層的支援体制整備事業実施計画として新たに位置付ける。

#### (2) 市の上位計画・関連計画との位置付け

長期総合計画を上位計画とし、その理念や将来都市像、施策に挙げる目標等を踏まえ、市が策定する各福祉計画を包括した福祉の上位計画として位置付ける。

### 3 計画の期間

第六次地域福祉計画の計画期間は、高齢者福祉計画、介護保険事業計画、障害者計画、障害者福祉計画、障害児福祉計画、健康増進計画及び食育推進計画との一定的な策定を行うため、令和9年度から令和14年度までの6年間とする。なお、社会状況の変化や関連計画との調整を考慮し、必要であれば見直しを行います。

# 武蔵村山市第六次地域福祉計画の策定に向けたスケジュール

資料 7

|            | 令和8年度                    |    |                                                    |    |              |    |              |                     |               |                              |       |      |
|------------|--------------------------|----|----------------------------------------------------|----|--------------|----|--------------|---------------------|---------------|------------------------------|-------|------|
|            | 4月                       | 5月 | 6月                                                 | 7月 | 8月           | 9月 | 10月          | 11月                 | 12月           | 1月                           | 2月    | 3月   |
| プラン策定業務    | 素案作成準備                   |    |                                                    |    |              |    |              |                     |               |                              | 原案決定  | 印刷納品 |
| 策定委員会（庁内）  |                          |    | ①<br>アンケート調査<br>結果報告<br>骨子案の検討<br>基本方針の検討<br>6/26  |    | ②<br>計画素案の検討 |    | ③<br>計画素案の検討 | ④<br>計画素案決定         |               | ⑤<br>パブコメ報告<br>計画（原案）<br>の決定 |       |      |
| 策定懇談会（外部）  |                          |    | ①<br>アンケート調査<br>結果報告書<br>骨子案の検討<br>基本方針の検討<br>6/29 |    | ②<br>計画素案の検討 |    | ③<br>計画素案の検討 | ④<br>計画素案決定<br>市長報告 | 解 散           |                              |       |      |
| 事務局（福祉総務課） | 策定委員会・策定懇談会の開催通知及び資料作成準備 |    |                                                    |    |              |    |              | 調整会議                | パブコメ<br>市民説明会 |                              | 全協・庁議 | 計画策定 |

## 地域福祉計画策定に向けたアンケート調査結果（概要）

### 【調査の目的】

地域福祉計画の策定に向けた基礎資料とするため実施しました。

### 【実施概要】

| 項目    | 市民アンケート調査                   | 団体・事業所アンケート調査                          |
|-------|-----------------------------|----------------------------------------|
| 調査対象者 | 市内在住の 18 歳以上の方より無作為抽出       | 市内で活動するボランティア団体及び NPO 法人、市内に所在する社会福祉法人 |
| 調査期間  | 令和 7 年 10 月 7 日から 24 日      | 令和 7 年 10 月 7 日から 24 日                 |
| 調査方法  | 郵送配布・郵送回収及び WEB 回答          | 郵送配布・郵送回収及び WEB 回答                     |
| 配布数   | 3,000 件                     | 113 件                                  |
| 有効回収数 | 1,094 件（郵送 839 件、WEB 255 件） | 67 件（郵送 49 件、WEB 18 件）                 |
| 有効回収率 | 36.5%                       | 59.3%                                  |

（参考）令和 2 年調査

| 項目    | 市民アンケート調査             | 団体・事業所アンケート調査                          |
|-------|-----------------------|----------------------------------------|
| 調査対象者 | 市内在住の 18 歳以上の方より無作為抽出 | 市内で活動するボランティア団体及び NPO 法人、市内に所在する社会福祉法人 |
| 調査期間  | 令和 2 年 1 月 8 日～26 日   | 令和 2 年 1 月 8 日～26 日                    |
| 調査方法  | 郵送配布・郵送回収             | 郵送配布・郵送回収                              |
| 配布数   | 3,000 件               | 107 件                                  |
| 有効回収数 | 1,018 件               | 63 件                                   |
| 有効回収率 | 33.9%                 | 58.9%                                  |

### 【市民アンケート調査の結果の特徴】

#### ●近所付き合いについて

- ・「あいさつをする程度」という回答が 43.5%、「立ち話をする程度」という回答が 33.5%となっており、「あいさつ」「立ち話」といった緩やかなつながりが進んでいることがうかがえます。
- ・一方で、「近所付き合いをしていない」という人は 8.9%となっており、地域と全く関わりを持たない層も一定数存在しています。年代別にみると、10～20 代では「近所付き合いをしていない」が 21.3%と他の世代に比べて高くなっています。
- ・近所付き合いをしていない理由として、「普段付き合う機会がないから」が 50.5%と最も高くなっています。これに対し、「あまり関わりを持ちたくないから」という回答は 29.9%になっており、付き合いを拒絶しているわけではなく、適切なきっかけがないことにより、結果として無関心層となっている状況がうかがえます。

## ●日常の困りごとや悩みについて

- ・生活上の困りごとがありながら、どこに相談すればよいかわからないと回答した人は 11.9% となっており、主な内容としては「将来の生活への不安」「自分や家族の健康」が上位に挙がっています。
- ・また、市の福祉サービスを充実させるための重要な取り組みとして「相談体制や情報提供の充実」が 43.1% と最も高くなっています。相談窓口の周知や情報提供体制の充実を優先的に進めるとともに、自ら声を上げにくい層に対しても支援を届けるため、アウトリーチ（訪問型支援）の仕組みの構築等が求められます。

## ●ボランティアや地域活動について

- ・ボランティアや地域活動の経験について、「今までに活動したことはない」と回答した人が 77.6%（令和 2 年）から 66.0%（令和 7 年）に低下しており、近年何らかの形でボランティア等に関わったことがある人が増えたと推察されます。一方、「現在活動している」人は 7.9% と 1 割に満たず、地域活動への入り口が広がったものの、担い手としての定着に至っていない状況がうかがえます。
- ・今後の活動意向をみると「活動したいが、活動できない・続けられない」と回答した人が 28.3% となっており、活動できない理由では「仕事や家事などで時間に余裕がない」が最も高くなっています。
- ・また、活動に参加しやすい条件として「時間や期間にしばられない」「身近で活動できる」が上位を占めていることから、市民が自身のペースに合わせ、身近な場所で無理なく地域と関わられるような、多様で柔軟な参加方法を提示していくことが求められます。

## ●福祉関係機関の認知状況について

民生委員・児童委員：「職名も活動内容も知らない」という回答が 35.6%（令和 2 年）から 29.3%（令和 7 年）へと低下し、地域の相談役としての認知・存在が広がっていることがうかがえます。

社会福祉協議会：「知っている」が 24.8% であるのに対し、「知らない（聞いたことがあるが、よく知らないを含む）」が 70.2% となっており、この傾向は令和 2 年と比較しても大きな変化はみられません。また、年代が下がるにつれて「知らない」の割合が上昇する傾向があります。

## ●災害対策について

- ・家族以外の人に手助けしてほしいこととして「災害時の手助け」が 64.5% で最も高く、逆に手助けできること（してもいいこと）でも 65.8% で最も高くなっています。令和 2 年においても、手助けしてほしい・できることのどちらも災害関連が上位にきており、災害時における地域での助け合い意識は一貫して高いことがうかがえます。
- ・日頃の備えについては「避難所の場所や経路の確認」及び「備蓄」は 4 割以上の人が行っている一方で「特にしていない」という回答が 34.1% となっており、市民全体の防災力を底上げするためには、無関心層に向けた更なる啓発活動の充実が求められます。
- ・「避難行動要支援者支援制度」の名称も内容も知らない人は 69.6%、「個別避難計画」では 70.3% となっており、行政の支援制度の認知度が低い状況がうかがえます。

## ●再犯防止について

- ・犯罪や非行をした人の立ち直りに協力したいと思う（どちらかといえばを含む）人の割合は、令和 2 年の 29.0%から 23.5%へと低下しました。また、「関心がない」と回答した人は、14.7%から 17.4%へと上昇しており、協力意向の減少や無関心層の増加がみられます。
- ・協力に消極的な理由として、「接し方がわからないから」が最も高く、次いで「自身や家族の身が心配だから」といった不安が挙げられています。立ち直りの重要性を否定しているわけではないものの、犯罪をした人との具体的な関わり方や距離感がわからず、心理的な壁を感じている状況がうかがえます。

## ●孤独孤立対策について

- ・孤独を感じることがある人は 27.4%（たまに、時々、しばしばの計）と約 4 人に 1 人の割合となっています。健康状態がよくない人ほど孤独を感じる割合が高くなっており、身体的・精神的な健康の低下が、社会的な孤立感を深める一因になっていると推察されます。また、世帯構成別では単身世帯において「ある」と回答した割合が 46.7%と半数近くに達しており、つながりのきっかけを失いやすい単身世帯や健康に不安がある層に配慮した、社会や地域と接点を持てる仕組みづくりが求められます。

## ●ひきこもりの状況について

- ・世帯におけるひきこもり状態の有無については、「いる」と回答した人は 4.5%、「いたことがある」は 6.4%と、市内の約 10 世帯に 1 世帯の割合でひきこもりを経験している計算となります。
- ・ひきこもりの期間としては「3 年以上 5 年未満」と「5 年以上 10 年未満」が 18.4%で最も高く、次いで「6 か月以上 1 年未満」「10 年以上 20 年未満」が 16.3%と続いており、状態が長期化しているケースも少なくありません。
- ・ひきこもり状態にある人の年代は「20 歳未満」が 18.4%、「20 歳以上 40 歳未満」が 46.9%となっており、働き盛り・若年層が多くを占めています。
- ・当事者や家族に対して必要だと考える支援は「ひきこもりに関する相談」や「同じ悩みを持つ当事者や家族が集い、つながれる居場所」が上位に挙がっています。専門的な相談窓口の拡充に加え、当事者や家族の孤立を防ぐためのつながりづくりや居場所の確保が求められます。

## ●優先度の高い施策について

- ・市が優先的に取り組むべき地域福祉の施策として、「福祉サービスの見直し・利用しやすさの向上」と「質の高いサービスの提供」が上位を占めており、この傾向は令和 2 年から一貫しています。サービスの内容（質）の充実はもとより、利用に至るまでの手続きの簡素化や、スムーズな情報アクセスが求められています。

## 【団体・事業所アンケート調査の結果の特徴】

### ●地域福祉活動について

- ・ 地域福祉活動に取り組んでいる団体・事業所は 83.6% となっており、令和 2 年の 79.4% から上昇しています。 内容は一貫して「行事（イベント）の開催・協力」が中心となっています。
- ・ 活動の頻度としては「月 1 ～ 2 回」が 30.4%、次いで「週 3 回以上」が 21.4% となっており、日常的に深く関わる団体と、定期的な頻度で活動する団体・事業所に二極化しています。
- ・ 活動にあたって連携・協力している団体（機関）は、「ボランティア・市民活動センター」「社会福祉協議会」が上位に挙がっています。

### ●経営や運営状況について

- ・ 経営や運営状況が厳しい（やや厳しいを含む）と回答した団体・事業所は 25.3%（令和 2 年）から 32.9%（令和 7 年）に上昇しています。
- ・ 活動を行う上での人材不足感は 50.7% と依然として半数を超え、深刻な人材不足がうかがえます。 特に、活動を行う上での課題について「メンバーの高齢化」は 44.4%（令和 2 年）から 56.7%（令和 7 年）へと大幅に上昇しており、組織の存続に関わる喫緊の課題であると推察されます。

### ●地域の状況について

- ・ 活動を通じて見たり聞いたりした世帯として、「孤立世帯」「老老介護」「ひきこもり」が 2 ～ 3 割台となっています。前述のような世帯を支援する上での困りごとでは「支援を拒否される」「ほかの相談支援機関との連絡・調整が難しく、スムーズに連携できていない」が上位に挙がっています。現場の団体・事業所が、孤立世帯やひきこもりの状態などを早期に発見するアンテナの役割を果たしている一方で、発見から適切な支援（専門機関）へのつながりがスムーズにいかない実態がうかがえます。
- ・ 地域の中での課題について「近所や世代間の交流が少ない」といったコミュニティの希薄化を危惧する声が上位に挙がっています。 また、「移動手段が整っていない」が上位にあることは、高齢者等の外出を困難にするだけでなく、活動を支えるメンバーにとっても利便性や参加意欲を減退させる要因になっていると推察されます。

### ●行政からの支援について

- ・ 活動を行う上で必要な行政からの支援は「活動資金」という経済的な支援や「場所の提供」という拠点の確保に関する内容など、活動の根幹を維持するための項目が上位となっています。

# 武蔵村山市第六次地域福祉計画 目次案

資料 9

| 現行計画(第五次)                | → | 次期計画(第六次) 全100ページ程度を想定   |                                                              |
|--------------------------|---|--------------------------|--------------------------------------------------------------|
| 項目                       |   | 項目案                      | 補足事項                                                         |
| <b>第1章 計画について</b>        |   | <b>第1章 計画について</b>        |                                                              |
| 第1節 計画の策定と背景について         |   | 第1節 計画の策定と背景について         |                                                              |
| 1 地域福祉計画策定の背景と趣旨         |   | 1 地域福祉計画策定の背景と趣旨         |                                                              |
| 2 本市の状況                  |   | 2 本市の地域福祉計画の策定状況         |                                                              |
| 3 東京都の状況                 |   | 3 東京都の状況                 |                                                              |
| 4 新たな福祉をめぐる動向            |   | 4 福祉をめぐる近年の動向            |                                                              |
| 5 地域福祉活動を取り巻く動向          |   |                          | 「4福祉をめぐる近年の動向」と統合                                            |
|                          |   |                          |                                                              |
| 第2節 計画の性格と位置付け           |   | 第2節 計画の概要                |                                                              |
| 1 計画の性格                  |   | 1 計画の性格                  |                                                              |
| 2 計画の位置付け                |   | 2 計画の位置付け                |                                                              |
| 第3節 計画の期間                |   | 3 計画の期間                  | 第2節に含める                                                      |
|                          |   |                          |                                                              |
| <b>第2章 地域福祉に関する本市の現状</b> |   | <b>第2章 地域福祉に関する本市の現状</b> |                                                              |
| 第1節 本市の現状                |   | 第1節 統計等からみる現状            |                                                              |
| 1 人口・世帯                  |   | 1 人口・世帯について              |                                                              |
| 2 地域福祉の現状                |   |                          | 章タイトルが「地域福祉の市の現状」、小見出しも「地域福祉の現状」であったため、内容を区別するため、具体的なタイトルとした |
| 3 子ども・子育て支援の現状           |   | 2 子ども・子育て支援について          |                                                              |
| 4 高齢者福祉の現状               |   | 3 高齢者福祉について              |                                                              |
| 5 障害者福祉の現状               |   | 4 障害者福祉について              |                                                              |
| 6 保健医療の現状                |   | 5 保健医療について               |                                                              |
|                          |   | 6 地域活動について               | 現行の「2 地域福祉の現状」を細分化                                           |
|                          |   | 7 権利擁護について               | 現行の「2 地域福祉の現状」を細分化                                           |
|                          |   | 8 生活困窮について               | 現行の「2 地域福祉の現状」を細分化                                           |
|                          |   | 9 再犯防止対策について             | 現行の「7 まちづくり施策の現状」を細分化                                        |
| 7 まちづくり施策の現状             |   | 10 まちづくり施策について           |                                                              |
|                          |   |                          |                                                              |
| 第2節 市民意識調査からみる現状         |   | 第2節 市民意識調査からみる現状         |                                                              |
|                          |   | 1 市民意識調査の概要              |                                                              |
| 1 市民意識調査(市民向け)の結果        |   | 2 市民意識調査(市民向け)の結果        |                                                              |
| 2 市民意識調査(団体向け)の結果        |   | 3 市民意識調査(団体向け)の結果        |                                                              |
|                          |   |                          |                                                              |
|                          |   | 第3節 第五次地域福祉計画の成果指標の評価結果  | 新規追加                                                         |
|                          |   |                          |                                                              |
| 第3節 計画策定に向けた地域福祉に係る課題    |   | 第4節 地域福祉に係る現状のまとめと課題     |                                                              |
| 1 地域を支える人づくり             |   | 1 地域を支える人づくり             |                                                              |
| 2 市と市民が一体となった地域づくり       |   | 2 市と市民が一体となった地域づくり       |                                                              |
| 3 包括的な支援の仕組みづくり          |   | 3 包括的な支援の仕組みづくり          |                                                              |
|                          |   |                          |                                                              |
| <b>第3章 計画の基本的な考え方</b>    |   | <b>第3章 計画の基本的な考え方</b>    |                                                              |
| 第1節 目指すべき姿(基本理念と基本視点)    |   | 第1節 目指すべき姿(基本理念と基本視点)    |                                                              |
| 1 基本理念                   |   | 1 基本理念                   |                                                              |
| 2 基本視点                   |   | 2 基本視点                   |                                                              |
|                          |   |                          |                                                              |
| 第2節 計画の基本目標              |   | 第2節 計画の基本目標              |                                                              |
| 1 計画の基本目標                |   | 1 計画の基本目標                |                                                              |
| 2 施策の体系                  |   | 2 施策の体系                  |                                                              |
|                          |   |                          |                                                              |
| 第3節 エリア設定の考え方            |   | 第3節 エリア設定の考え方            |                                                              |
| 1 地域福祉エリアの設定             |   | 1 地域福祉エリアの設定             |                                                              |
|                          |   |                          |                                                              |

|                              |
|------------------------------|
| <b>第4章 基本計画</b>              |
| 第1節 地域を支える人づくり               |
| 1 福祉教育の推進と担い手の育成             |
| 2 様々な地域福祉活動や交流の促進            |
| 3 活動団体間のネットワークづくりの推進         |
| 成果指標(地域を支える人づくり)             |
|                              |
| 第2節 市と市民が一体となった地域づくり         |
| 1 地域福祉活動の基盤の強化               |
| 2 快適な生活環境の推進                 |
| 3 安全・安心のまちづくりの推進             |
| 4 再犯防止の推進<br>※再犯防止推進計画       |
| 5 地域における孤立と自殺の防止<br>※自殺対策計画  |
| 成果指標(市と市民が一体となった地域づくり)       |
|                              |
| 第3節 包括的な支援の仕組みづくり            |
| 1 福祉サービス充実の基盤づくり             |
| 2 相談体制・情報提供の充実               |
| 3 権利擁護の推進<br>※成年後見制度利用促進基本計画 |
| 4 保健・医療等の推進                  |
| 5 就労促進のための支援体制づくり            |
| 6 生活困窮者への自立支援                |
| 7 生活保護受給者への自立支援              |
| 8 重層的な支援体制の整備に向けた検討          |
| 成果指標(包括的な支援の仕組みづくり)          |
|                              |
|                              |
|                              |
| <b>第5章 計画の進行管理と評価</b>        |
| 第1節 計画の推進と進行管理               |
| 第2節 計画の評価と指標の設定              |
|                              |
| <b>資料編</b>                   |
| 1 武蔵村山市地域福祉計画策定懇談会           |
| 2 武蔵村山市地域福祉計画策定委員会           |
| 3 計画策定までの経過                  |

|                              |                       |
|------------------------------|-----------------------|
| <b>第4章 基本計画</b>              |                       |
| 第1節 地域を支える人づくり               |                       |
| 1 福祉教育の推進と担い手の育成             |                       |
| 2 様々な地域福祉活動や交流の促進            |                       |
| 3 活動団体間のネットワークづくりの推進         |                       |
| 成果指標(地域を支える人づくり)             |                       |
|                              |                       |
| 第2節 市と市民が一体となった地域づくり         |                       |
| 1 地域福祉活動の基盤の強化               |                       |
| 2 快適な生活環境の推進                 |                       |
| 3 安全・安心のまちづくりの推進             |                       |
| 4 再犯防止の推進<br>※再犯防止推進計画       |                       |
| 5 地域における孤立の防止                | 自殺対策計画は削除 →健康増進計画にて管理 |
| 成果指標(市と市民が一体となった地域づくり)       |                       |
|                              |                       |
| 第3節 包括的な支援の仕組みづくり            |                       |
| 1 福祉サービス充実の基盤づくり             |                       |
| 2 相談体制・情報提供の充実               |                       |
| 3 権利擁護の推進<br>※成年後見制度利用促進基本計画 |                       |
| 4 保健・医療等の推進                  |                       |
| 5 就労促進のための支援体制づくり            |                       |
| 6 生活困窮者への自立支援                |                       |
| 7 生活保護受給者への自立支援              |                       |
|                              | 第5章にて展開               |
| 成果指標(包括的な支援の仕組みづくり)          |                       |
|                              |                       |
| <b>第5章 重層的支援体制整備事業計画</b>     |                       |
|                              |                       |
|                              |                       |
| <b>第6章 計画の進行管理と評価</b>        |                       |
| 第1節 計画の推進と進行管理               |                       |
| 第2節 計画の評価と指標の設定              |                       |
|                              |                       |
| <b>資料編</b>                   |                       |
| 1 武蔵村山市地域福祉計画策定懇談会           |                       |
| 2 武蔵村山市地域福祉計画策定委員会           |                       |
| 3 計画策定までの経過                  |                       |

※今後の検討状況により、内容を変更させていただく場合がございます。あらかじめご了承ください。

**武蔵村山市**  
**第六次地域福祉計画**  
**【素案】**

(表紙裏)

# 目 次

|                                |           |
|--------------------------------|-----------|
| <b>第1章 計画について .....</b>        | <b>1</b>  |
| 第1節 計画の策定と背景について .....         | 1         |
| 第2節 計画の概要 .....                | 5         |
| <b>第2章 地域福祉に関する本市の現状 .....</b> | <b>7</b>  |
| 第1節 統計等からみる本市の現状 .....         | 7         |
| 第2節 市民意識調査からみる現状 .....         | 18        |
| 第3節 第五次地域福祉計画の成果指標の評価結果 .....  | 25        |
| 第4節 地域福祉に係る現状のまとめと課題 .....     | 26        |
| <b>第3章 計画の基本的な考え方 .....</b>    | <b>29</b> |
| 第1節 目指すべき姿（基本理念と基本視点） .....    | 29        |
| 第2節 計画の基本目標 .....              | 30        |
| 第3節 エリア設定の考え方 .....            | 32        |

第4章以降（取組部分）は次回お示し

# 第 1 章 計画について

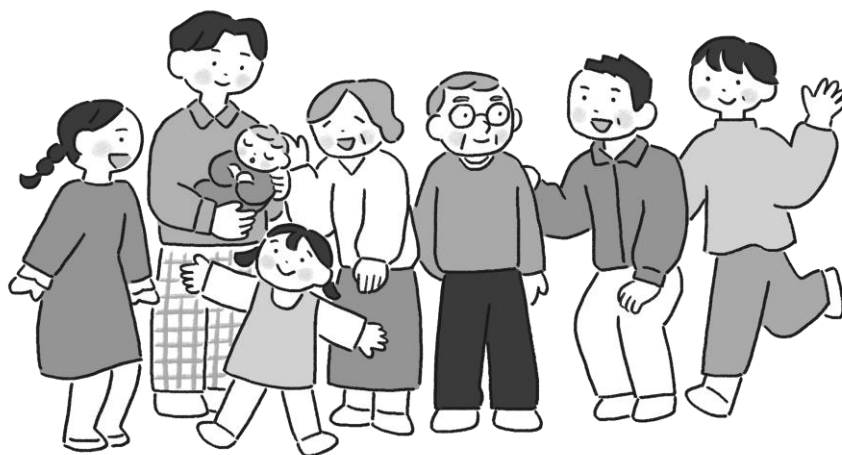
## 第 1 節 計画の策定と背景について

### 1 地域福祉計画策定の背景と趣旨

地域福祉とは、全ての住民が住み慣れた地域において、安心して自分らしい生活を営むことができるよう、地域全体で課題を解決していくことです。近年、我が国では少子高齢化が急速に進行し、ひとり暮らし世帯や高齢者のみで構成される世帯が増加しています。一方、ライフスタイルの多様化により近隣住民との関係が希薄化し、地域のつながりや助け合いの機能は弱まりつつあります。

このような状況の中、福祉ニーズはますます複雑化しています。介護と育児を同時に担う世帯や老老介護、ひきこもり状態にある方など、従来の縦割り制度では対応しきれない、制度の狭間に置かれた方々も少なくありません。こうした多様で複合的な課題に対応するためには、行政や専門機関だけでなく、住民・ボランティア・NPO・事業者など多様な主体が連携し、地域全体で支え合いながら取り組んでいくことが求められます。

武蔵村山市では、「第五次地域福祉計画（令和 3 年度～令和 8 年度）」を策定し、「みんなが自分らしく ともに支え合い 地域の絆をはぐくむ 福祉のまち」を基本理念に掲げ、市民参加と協働のもと、福祉施策の推進に努めてきました。このたび、第五次地域福祉計画の計画期間が終了することから、近年の社会情勢や本市における地域福祉を取り巻く現状等を踏まえ、新たに「第六次地域福祉計画」（以下「本計画」という。）を策定します。



## 2 本市の地域福祉計画の策定状況

本市の地域福祉計画策定の経緯は以下のとおりです。

| 計画名                              | 趣旨                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|----------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 地域福祉計画（障害者・児童）<br>（平成8年度～平成17年度） | <ul style="list-style-type: none"> <li>●障害のある方、児童及びひとり親家庭の方々をはじめ、社会的支援を必要とする全ての市民が、住み慣れた地域社会の中で安心して自立した生活を送ることができるよう、福祉・保健・医療・住宅等の関連施策を住民の生活の視点から総合化。</li> <li>●ニーズに見合ったサービスを効果的かつ効率的に提供できる体制を構築。</li> </ul>                                                                                                 |
| 第二次地域福祉計画<br>（平成18年度～平成22年度）     | <ul style="list-style-type: none"> <li>●平成12年の社会福祉法改正による地域福祉計画策定の規定及び平成14年の国の策定指針を踏まえ、「地域福祉計画（障害者・児童）」「老人保健福祉計画」「介護保険事業計画」の3つの福祉計画を一体的に策定。</li> <li>●行政・地域住民・民間事業者等がそれぞれの役割を担いながら、地域福祉を推進するための計画として策定。</li> </ul>                                                                                            |
| 第三次地域福祉計画<br>（平成23年度～平成27年度）     | <ul style="list-style-type: none"> <li>●地域福祉の意義と役割の再整理及び推進に必要な条件・整備施策の明確化。</li> <li>●国の報告書『地域における「新たな支え合い」を求めて（平成20年3月）』等の動向を踏まえ、高齢者福祉計画・介護保険事業計画・障害者計画・障害福祉計画・次世代育成支援行動計画・食育推進計画・健康増進計画等と横断的な連携を図る計画として策定。</li> </ul>                                                                                       |
| 第四次地域福祉計画<br>（平成28年度～令和2年度）      | <ul style="list-style-type: none"> <li>●第三次地域福祉計画の趣旨を引き継ぎ、各種保健福祉計画との横断的な連携を継続。</li> <li>●平成27年施行の生活困窮者自立支援法を踏まえ、生活困窮者の自立支援施策を盛り込んだ計画として策定。</li> </ul>                                                                                                                                                        |
| 第五次地域福祉計画<br>（令和3年度～令和8年度）       | <ul style="list-style-type: none"> <li>●令和2年の社会福祉法改正により創設された重層的支援体制整備事業（①相談支援、②参加支援事業、③地域づくり事業）の検討。</li> <li>●再犯防止推進法の趣旨及び第8条第1項の規定を踏まえ、「武蔵村山市再犯防止推進計画」として位置付け。</li> <li>●自殺対策基本法の趣旨及び第13条第2項の規定を踏まえ、「武蔵村山市自殺対策計画」として位置付け。</li> <li>●成年後見制度利用促進法の趣旨及び第14条第1項の規定を踏まえ、「武蔵村山市成年後見制度利用促進基本計画」として位置付け。</li> </ul> |

### 3 東京都の状況

---

東京都では、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第108条第1項に規定する都道府県地域福祉支援計画として、区市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的な方針等を定めた「東京都地域福祉支援計画（平成30年度～令和2年度）」を策定し、続いて「第二期東京都地域福祉支援計画（令和3年度～令和8年度）」を策定しています。第二期計画においては、「人が輝く」東京を目指し、東京における地域共生社会の実現に向け、都・区市町村・関係団体及び地域住民等が一体となって地域福祉を推進することを目的としています。

令和5年度には、第二期計画策定（令和3年12月）以降の社会変化による地域生活課題の変化を反映するとともに、複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の整備及び多様な地域生活課題への対応等を踏まえ、中間見直しが行われました。

第三期東京都地域福祉支援計画の方針  
等が固まり次第、内容を加筆修正

## 4 福祉をめぐる近年の動向

---

### ■地域共生社会の実現

制度・分野ごとの縦割りや、「支え手」「受け手」という固定的な関係を超え、地域住民や多様な主体が参画し、世代や分野を超えてつながりながら、住民一人ひとりの暮らしや生きがいを共に創っていく「地域共生社会」の実現に向けた取組が全国的に進められています。

### ■重層的支援体制整備事業の推進

令和2年の「社会福祉法」改正により、社会福祉法第106条の4に基づく重層的支援体制整備事業が創設されました。属性や世代を問わず、複合的な課題を抱える住民に対し、①相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を一体的に実施する包括的な支援体制の構築が求められています。

### ■孤独・孤立対策の強化

孤独・孤立の問題を社会全体の課題として捉え、その予防から支援までを総合的に推進することを目的として、令和6年に「孤独・孤立対策推進法」が施行されました。国と地方公共団体が連携して対策を進めることが、法律上明確に位置付けられています。

### ■生活困窮者支援の充実

令和6年の「生活困窮者自立支援法」改正では、住宅の確保が困難な方への支援強化や関係機関の連携強化などが図られました。ひとり暮らし高齢者の増加や物価高騰を背景に、生活困窮に関する支援ニーズはますます高まることが想定されます。

### ■成年後見制度の見直し

令和8年4月、成年後見制度の見直しに係る民法改正案が閣議決定されました。改正案では、現行の3類型を補助に一元化するとともに、必要に応じて利用期間の限定や成年後見人等の解任を可能とするなど、より柔軟な制度とする方針が示されています。

### ■再犯防止・社会復帰支援の推進

国の「第二次再犯防止推進計画（令和5年策定）」では、犯罪をした者等の円滑な社会復帰に向け、「地域による包摂の推進」が重点課題として新たに位置付けられるとともに、国と地方公共団体の役割分担が明確化されました。

### ■認知症施策の推進

令和6年に「認知症基本法」が施行され、国の「認知症施策推進基本計画」が策定されました。都道府県・市町村においても認知症施策に関する計画策定が努力義務とされており、認知症の方の早期発見・支援体制の整備が一層重要となっています。

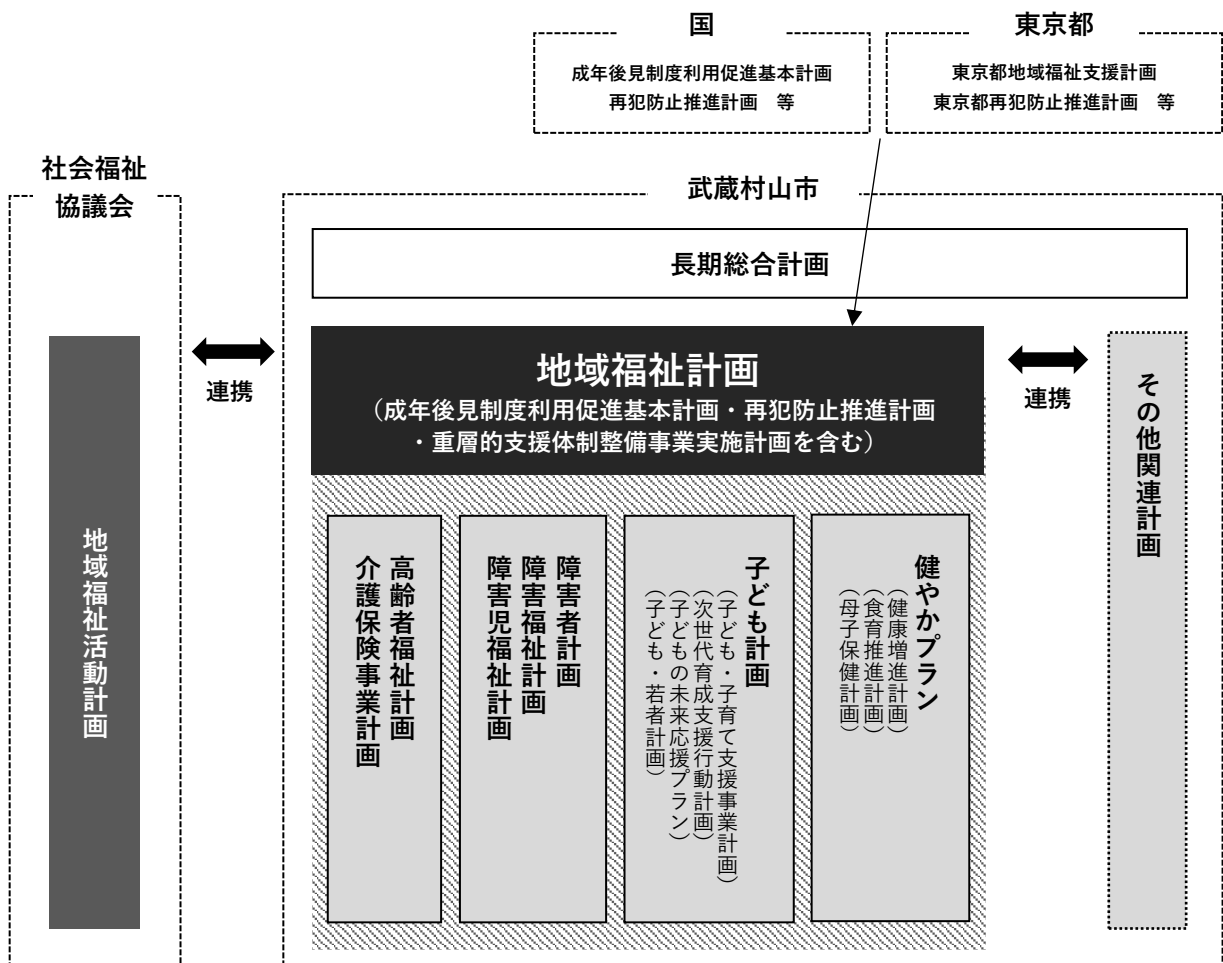
## 第2節 計画の概要

### 1 計画の性格

本計画は、社会福祉法第107条（市町村地域福祉計画）に基づく法定計画です。また、本計画は、再犯防止推進法第8条第1項に基づく【再犯防止推進計画】、成年後見制度利用促進法第14条第1項に基づく【成年後見制度利用促進基本計画】、社会福祉法第106条の5に基づく【重層的支援体制整備事業実施計画】を内包しています。

### 2 計画の位置付け

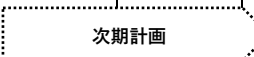
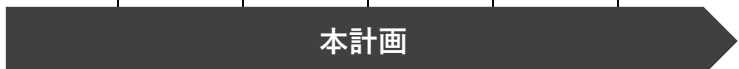
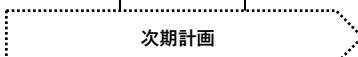
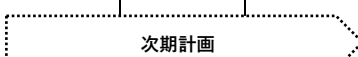
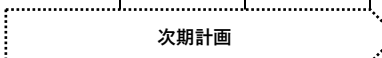
本計画は、武蔵村山市長期総合計画を上位計画とし、将来都市像や各施策の基本方針を踏まえるとともに、国・東京都が策定する関連計画と整合・連携を図ります。また、福祉・健康計画の上位計画として、市が策定する高齢者福祉・障害者福祉・子ども子育て・健康等の各分野に共通する事項を定めます。さらに、武蔵村山市社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」と連携を図りながら、地域福祉の推進に取り組めます。



### 3 計画の期間

本計画の期間（本計画内に記載される、再犯防止推進計画、成年後見制度利用促進基本計画、重層的支援体制整備事業実施計画を含む。）は、令和9年度から令和14年度までの6年間とします。なお、社会状況の変化や関連計画との調整を考慮し、必要であれば見直しを行います。

#### 【本市における関連計画の期間】

|                                                          | 令和<br>9 年度                                                                           | 令和<br>10年度 | 令和<br>11年度 | 令和<br>12年度                                                                            | 令和<br>13年度                                                                          | 令和<br>14年度 |
|----------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|------------|------------|---------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 第五次長期総合計画 後期基本計画<br>（令和 8 年度から令和12年度）                    |    |            |            |                                                                                       |  |            |
| 第六次地域福祉計画<br>（令和 9 年度から令和14年度）                           |    |            |            |                                                                                       |                                                                                     |            |
| 第七次高齢者福祉計画<br>第十期介護保険事業計画<br>（令和 9 年度から令和11年度）           |    |            |            |    |                                                                                     |            |
| 第七次障害者計画<br>第八期障害福祉計画<br>第四期障害児福祉計画<br>（令和 9 年度から令和11年度） |    |            |            |    |                                                                                     |            |
| 子ども計画<br>（令和 7 年度から令和11年度）                               |  |            |            |  |                                                                                     |            |
| 健やかプラン<br>（令和 9 年度から令和14年度）                              |  |            |            |                                                                                       |                                                                                     |            |

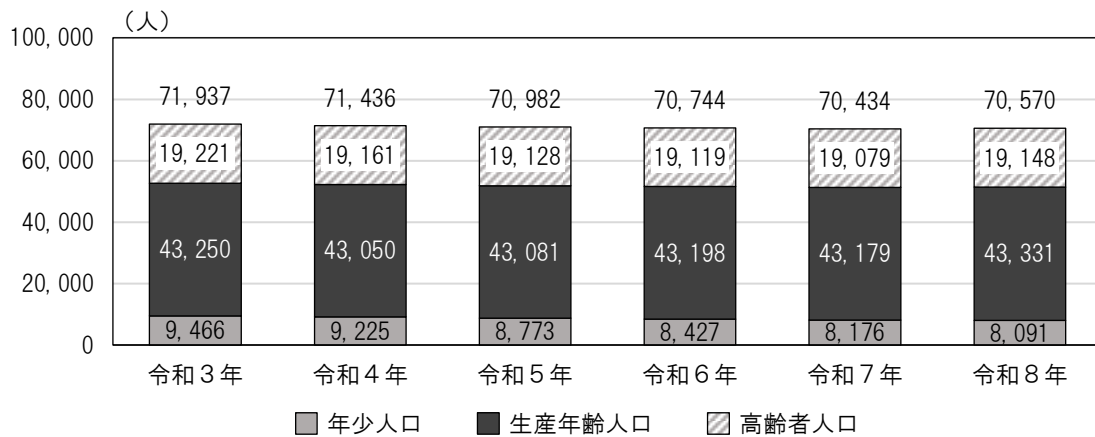
## 第 2 章 地域福祉に関する本市の現状

### 第 1 節 統計等からみる現状

#### 1 人口・世帯について

##### (1) 年齢 3 区分別人口の推移

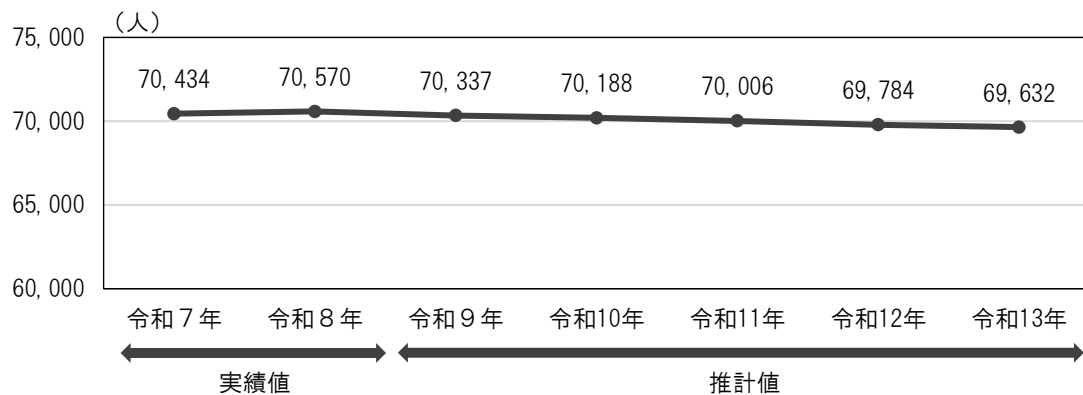
本市の総人口は令和 7 年まで減少傾向が続いていましたが、令和 8 年には増加に転じ、70,570 人となっています。令和 3 年と令和 8 年を比較すると、14 歳以下の年少人口は大幅に減少しており、少子化の進行が顕著となっています。一方、65 歳以上の高齢者人口は微減、15～64 歳の生産年齢人口は微増となっています。令和 8 年における高齢化率（65 歳以上人口割合）は 27.1% となっており、市民のおよそ 4 人に 1 人以上が高齢者となっています。



出典：住民基本台帳（各年 4 月 1 日時点）

##### (2) 人口推計

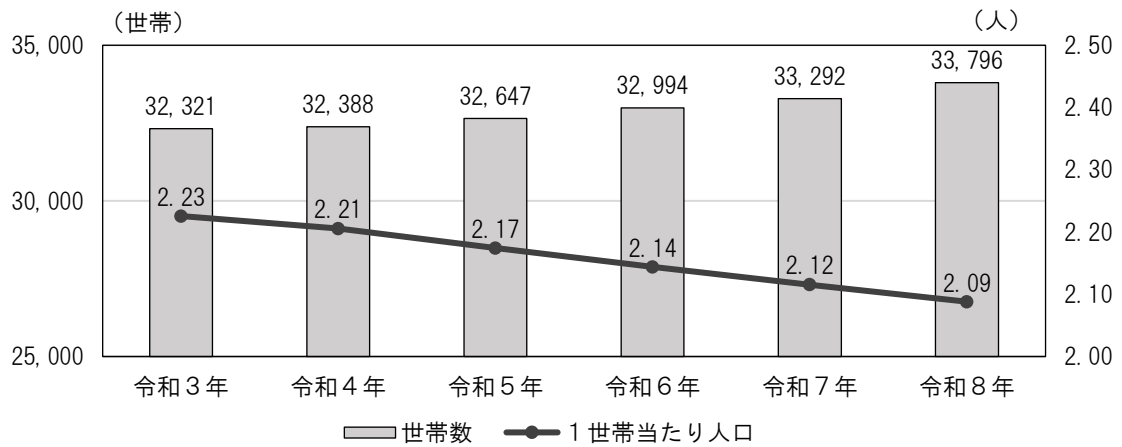
「武蔵村山市第五次長期総合計画」における人口推計では、出生率の向上・出生者数の増加や若者の転出抑制等の取組を通じて、令和 12 年に人口約 69,000 人を目標として掲げています。



出典：武蔵村山市第五次長期総合計画

### (3) 世帯数及び1世帯当たり人口の推移

本市の世帯数は増加傾向にあり、令和8年時点で33,796世帯となっています。一方、1世帯当たりの人口は減少しており、令和8年時点で2.09人となっています。

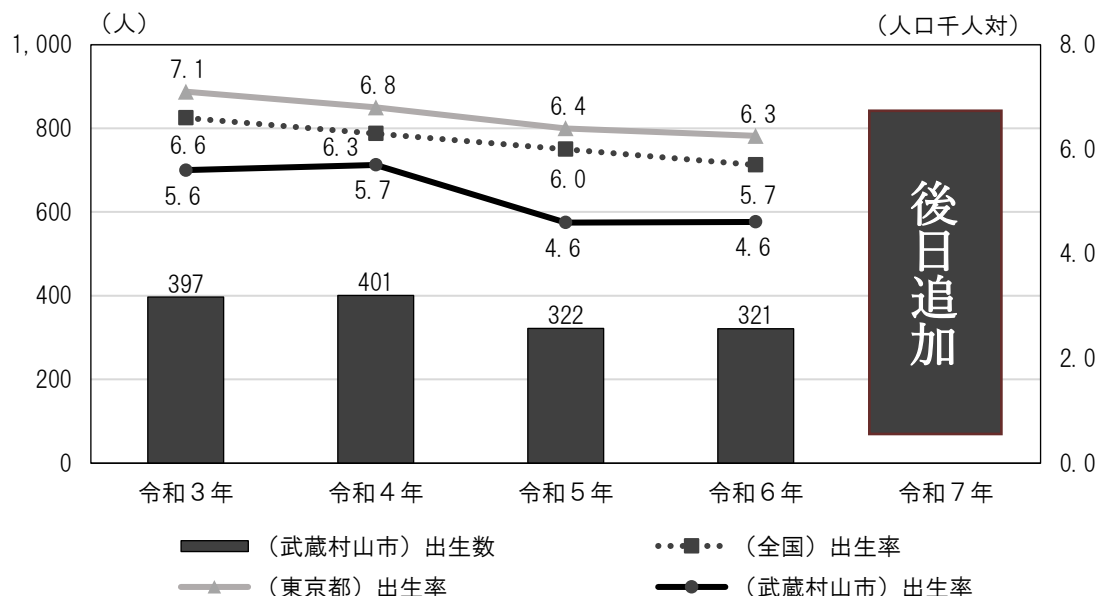


出典：住民基本台帳（各年4月1日時点）

## 2 子ども・子育て支援について

### (1) 出生数及び出生率の推移

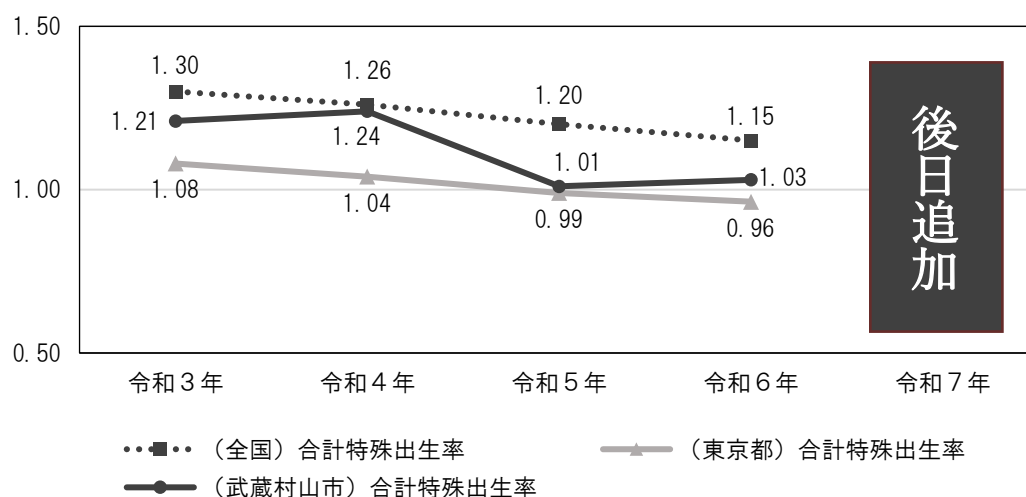
本市の出生数は、令和4年から令和5年にかけて大幅に減少し、その後は320人台で推移しています。また、出生率は令和6年時点で4.6となっており、全国・東京都の水準を下回っています。



出典：厚生労働省・東京都「人口動態調査」(各年1月1日から12月31日まで)

### (2) 合計特殊出生率の推移

本市の合計特殊出生率は、令和3年から令和4年までは1.2台で推移していましたが、令和5年に低下し、令和6年には1.03となっています。東京都の数値は上回っているものの、全国の数値は下回っており、少子化の進行が課題となっています。



出典：厚生労働省・東京都「人口動態調査」(各年1月1日から12月31日まで)

### 3 高齢者福祉について

#### (1) 要支援・要介護認定者数の推移

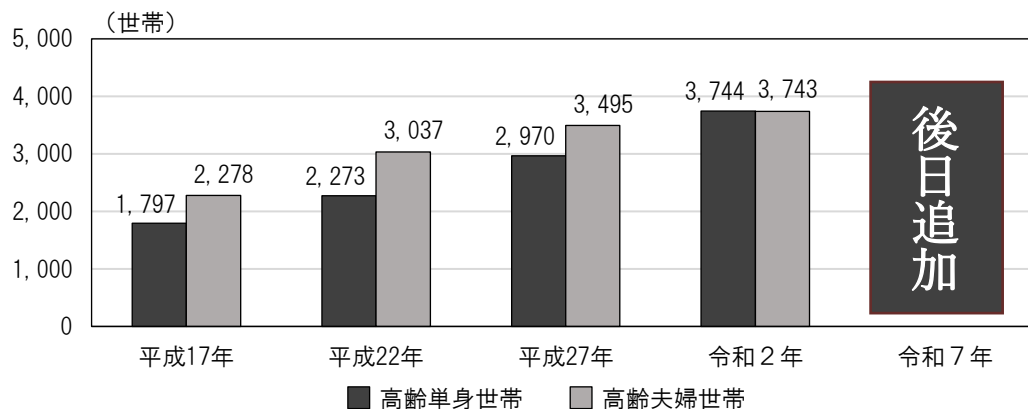
本市の要支援・要介護認定者数は増加傾向にあり、令和7年時点で3,556人となっています。要支援・要介護度別にみると、要介護1が最も多く、次いで要支援1となっています。令和3年と令和7年を比較すると、特に要支援認定者数（要支援1、要支援2）の増加が顕著となっています。

| 単位：人 | 令和3年  | 令和4年  | 令和5年  | 令和6年  | 令和7年  |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 要支援1 | 472   | 492   | 563   | 539   | 584   |
| 要支援2 | 374   | 406   | 434   | 439   | 478   |
| 要介護1 | 700   | 710   | 758   | 725   | 744   |
| 要介護2 | 476   | 481   | 514   | 523   | 570   |
| 要介護3 | 427   | 444   | 470   | 471   | 460   |
| 要介護4 | 420   | 450   | 472   | 460   | 463   |
| 要介護5 | 260   | 280   | 265   | 255   | 257   |
| 計    | 3,129 | 3,263 | 3,476 | 3,412 | 3,556 |

出典：介護保険事業状況報告（各年9月末時点）

#### (2) 高齢単身世帯数及び高齢夫婦世帯数の推移

本市の高齢単身世帯数及び高齢夫婦世帯数はいずれも増加傾向にあり、令和2年時点で高齢単身世帯数が3,744世帯、高齢夫婦世帯数が3,743世帯となっています。特に高齢単身世帯数の増加が著しく、平成17年から令和2年にかけて2倍以上に増加しています。

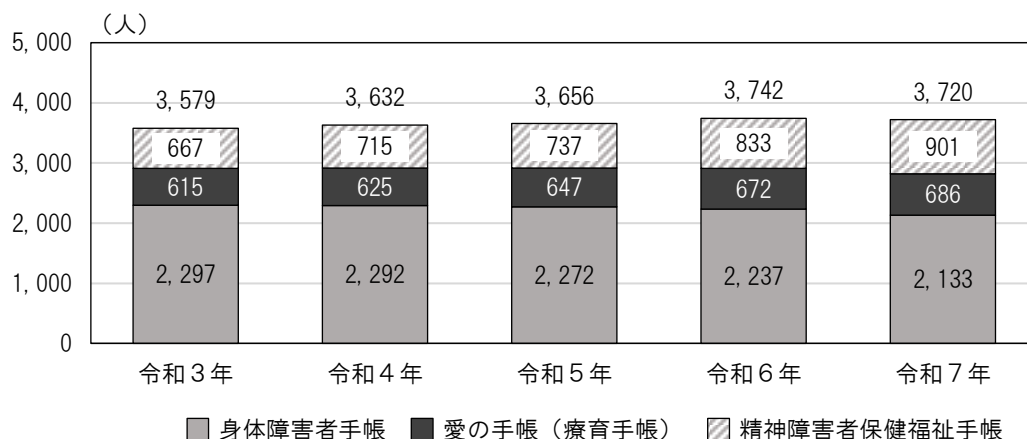


出典：国勢調査

## 4 障害者福祉について

### （１）障害者手帳所持者数の推移

本市の障害者手帳所持者数は増減を繰り返しながらも、全体として増加傾向にあり、令和 7 年時点で3,720人となっています。令和 3 年と令和 7 年を比較すると、身体障害者手帳所持者数は減少している一方、愛の手帳（療育手帳）所持者数及び精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加しています。

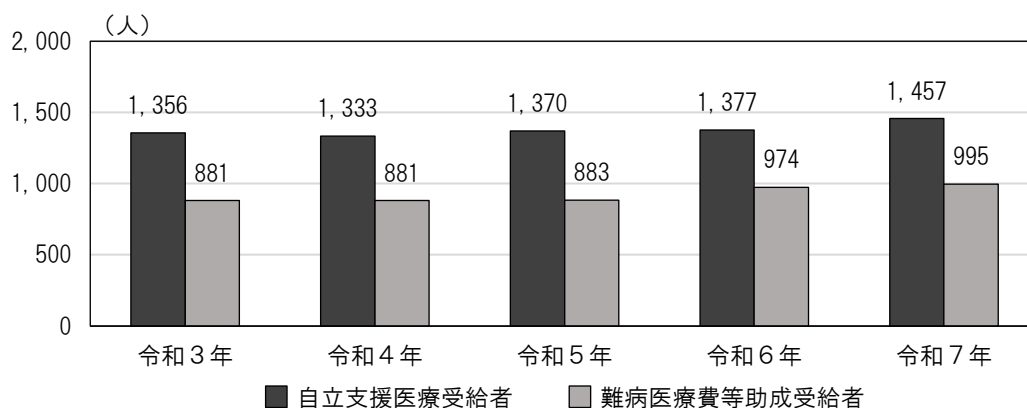


出典：障害福祉課（各年 10 月 1 日時点）

### （２）自立支援医療受給者数及び難病医療費等助成受給者数の推移

本市の自立支援医療受給者数は、令和 3 年から令和 6 年までは1,300人台で推移していましたが、令和 7 年に増加し、1,457人となっています。

難病医療費等助成受給者数は、令和 3 年から令和 5 年までは880人台で推移していましたが、令和 6 年に増加し、令和 7 年時点で995人となっています。

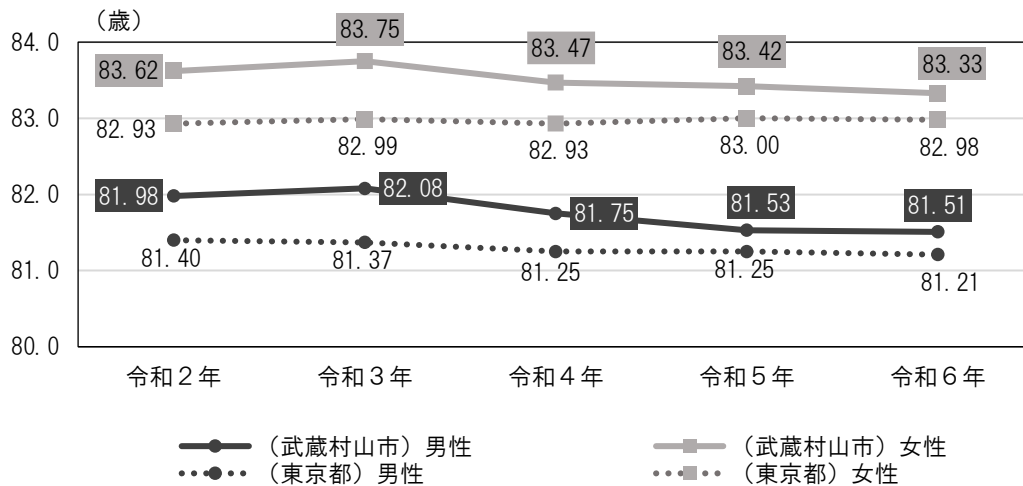


出典：障害福祉課（各年 4 月 1 日時点）

## 5 保健医療について

### (1) 65歳健康寿命の推移

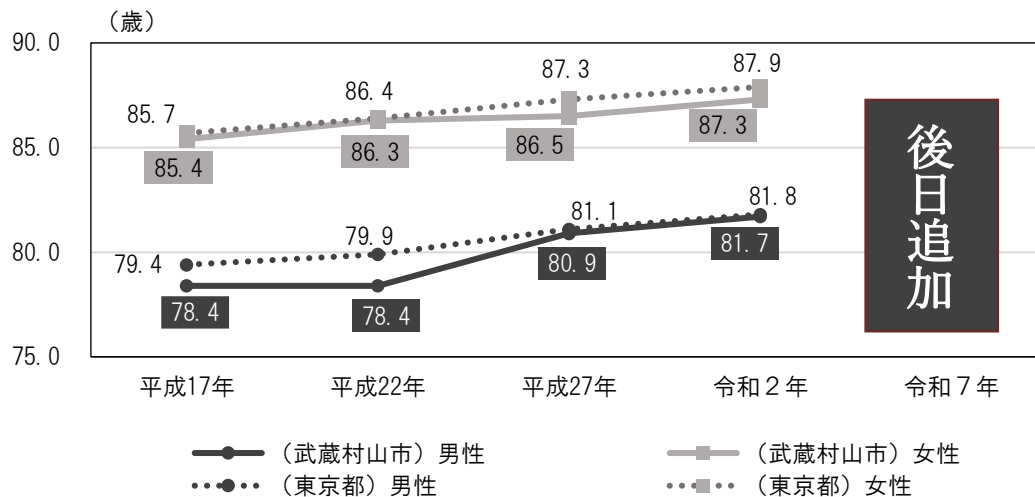
本市の65歳健康寿命は、令和6年時点で男性が81.51歳、女性が83.33歳となっており、男女ともに東京都を上回って推移しています。



出典：東京都保健医療局（要支援1以上の認定を受けるまでの平均自立期間で算出）

### (2) 平均寿命の推移

本市の平均寿命は、令和2年時点で男性が81.7歳、女性が87.3歳となっており、男女ともに東京都を下回って推移しています。

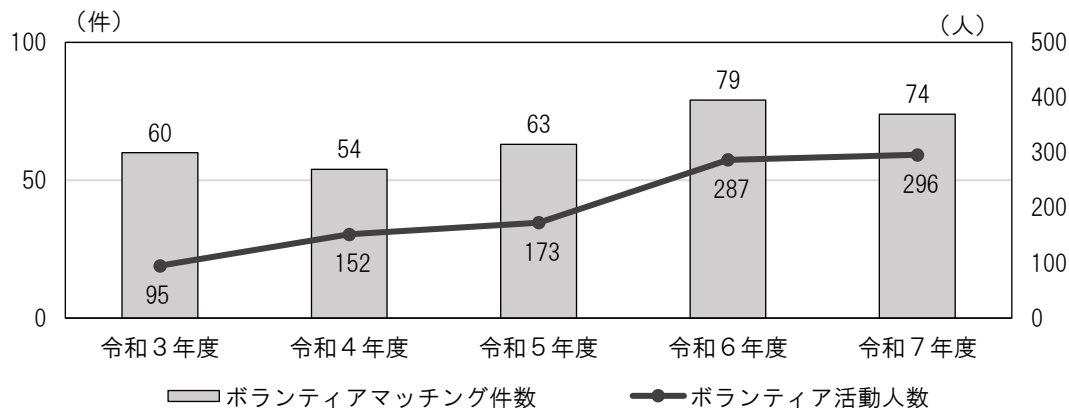


出典：厚生労働省（市区町村別生命表）

## 6 地域活動について

### （１）ボランティアマッチング件数及びボランティア活動人数の推移

ボランティア・市民活動センターに寄せられたボランティアニーズに対し、登録団体や個人登録者を通じて行われたボランティア活動の件数（ボランティアマッチング件数）は、50～70件台で推移しており、令和7年度には74件となっています。また、ボランティア活動人数は、令和5年度から令和6年度にかけて100人以上増加し、令和7年度には296人となっています。

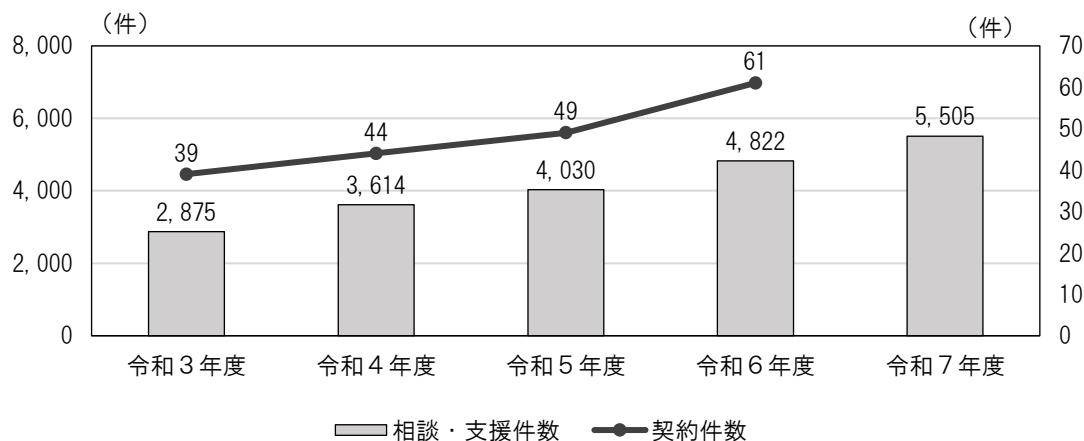


出典：協働推進課（各年度末時点）

## 7 権利擁護について

### （１）地域福祉権利擁護事業の相談・支援件数及び契約件数の推移

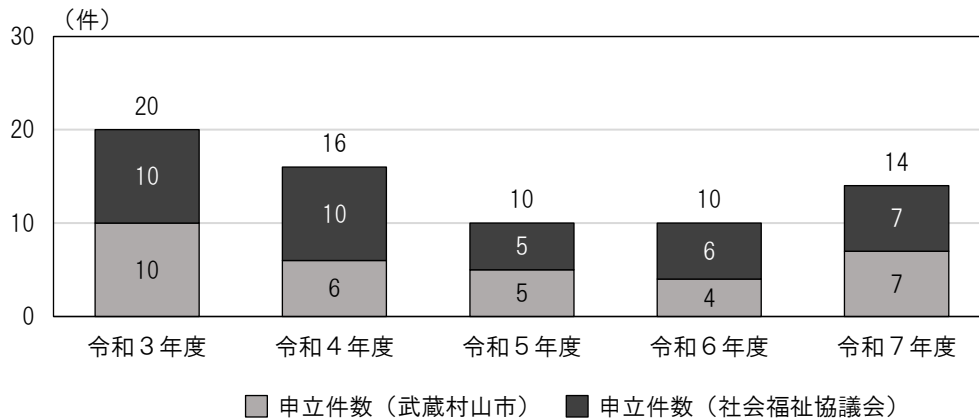
地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）は、認知症高齢者や知的障害者・精神障害者等、判断能力が十分でない方を対象に、福祉サービスの利用手続及び日常的な金銭管理等の支援を行う事業です。相談・支援件数は増加傾向にあり、令和7年度には5,505件となっています。また、契約件数は令和7年度で61件となっています。



出典：福祉総務課（各年度末時点）

## （２）成年後見制度の申立件数の推移

市及び社会福祉協議会の支援による成年後見制度の申立件数は、年度によってばらつきがあるものの、10～20件台で推移しており、令和７年度には14件（市：７件、社会福祉協議会：７件）となっています。

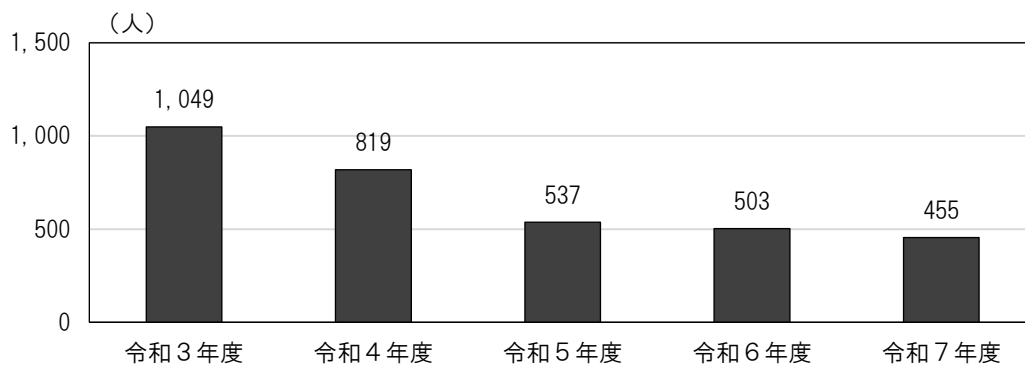


出典：福祉総務課・社会福祉協議会（各年度末時点）

## ８ 生活困窮について

### （１）市民なやみごと相談窓口事業の相談人数の推移

市民なやみごと相談窓口事業の相談人数は、直近５年間で減少傾向にあり、令和７年度には455人となっています。



出典：福祉総務課（各年度末時点）

## （２）市民なやみごと相談窓口における就労支援等の状況

市民なやみごと相談窓口に寄せられた相談のうち、就労支援の対象者は令和７年度で34人となっており、そのうち32.4％（11人）が実際の就労につながっています。また、生活保護相談窓口への紹介件数は令和７年度で37件となっており、そのうち40.5％（15件）が実際の制度利用につながっています。

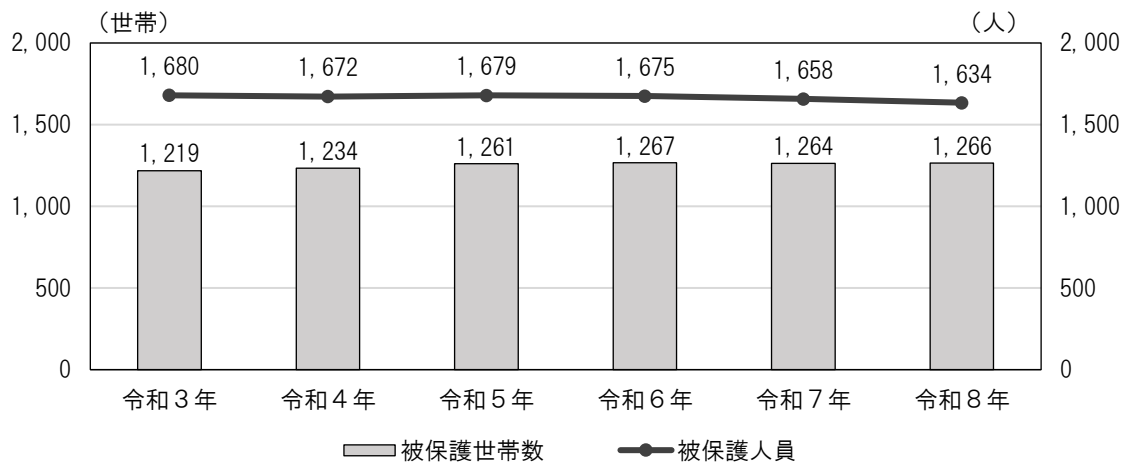
| 単位：人       | 令和３年度 | 令和４年度 | 令和５年度 | 令和６年度 | 令和７年度 |
|------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 就労支援対象者数   | 81    | 46    | 35    | 36    | 34    |
| うち、就労決定者数  | 42    | 28    | 16    | 13    | 11    |
| 就労につながった割合 | 51.9% | 60.9% | 45.7% | 36.1% | 32.4% |

| 単位：件           | 令和３年度 | 令和４年度 | 令和５年度 | 令和６年度 | 令和７年度 |
|----------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 生活保護相談窓口への紹介件数 | 61    | 81    | 60    | 47    | 37    |
| うち、生活保護開始件数    | 24    | 19    | 24    | 13    | 15    |
| 生活保護につながった割合   | 39.3% | 23.5% | 40.0% | 27.7% | 40.5% |

出典：福祉総務課（各年度末時点）

## （３）生活保護の被保護世帯数及び被保護人員の推移

本市の生活保護における被保護世帯数は1,200世帯台、被保護人員は1,600人台で推移しており、令和８年時点で被保護世帯数が1,266世帯、被保護人員が1,634人となっています。

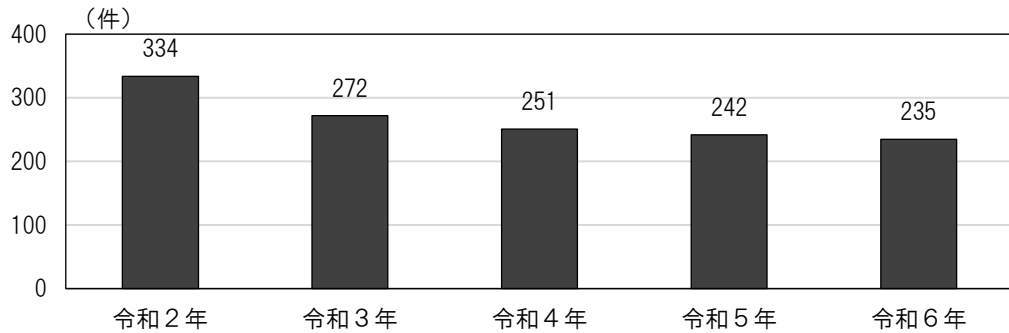


出典：生活福祉課（各年１月１日時点）

## 9 再犯防止対策について

### (1) 刑法犯の検挙件数の推移

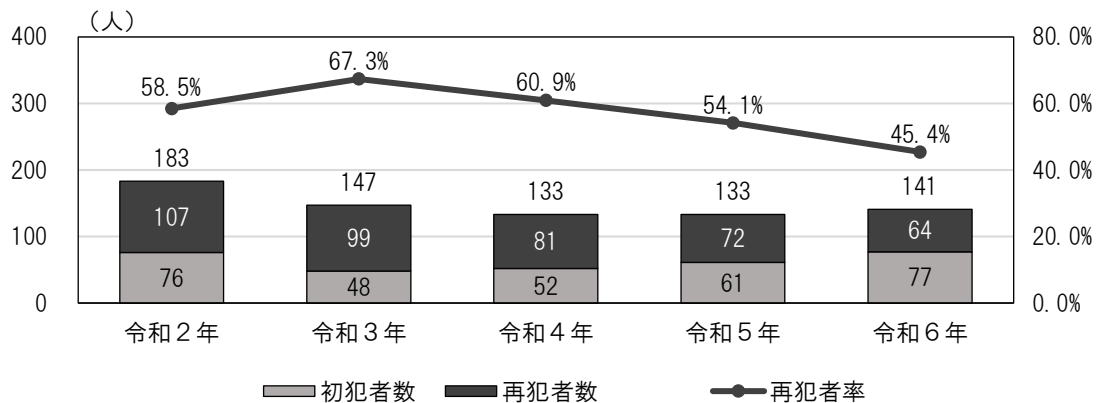
東大和警察署管内における刑法犯の検挙件数は減少傾向にあり、令和6年で235件となっています。



出典：警視庁の統計（各年1月1日から12月31日まで）

### (2) 再犯者数及び再犯者率の推移

東大和警察署管内における刑法犯の検挙人員（少年データを除く）は、令和3年に大きく減少し、以降は130～140人台で推移しています。再犯者率は低下傾向にあり、令和6年で45.4%（再犯者数64人）となっています。犯罪種別でみると、総計・再犯ともに窃盗犯が多く、次いで粗暴犯となっています。



| 区分 単位：人 |        | 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 |
|---------|--------|------|------|------|------|------|
| 総計      | 総数     | 183  | 147  | 133  | 133  | 141  |
|         | うち、粗暴犯 | 42   | 26   | 38   | 31   | 31   |
|         | うち、窃盗犯 | 88   | 80   | 63   | 62   | 74   |
|         | うち、その他 | 24   | 22   | 14   | 23   | 20   |
| 再犯      | 総数     | 107  | 99   | 81   | 72   | 64   |
|         | うち、粗暴犯 | 21   | 14   | 21   | 20   | 13   |
|         | うち、窃盗犯 | 59   | 60   | 41   | 29   | 34   |
|         | うち、その他 | 10   | 12   | 8    | 14   | 10   |

出典：法務省矯正局データ（その他は凶悪犯、知能犯、風俗犯の合計）（各年1月1日から12月31日まで）

## 10 まちづくり施策について

---

### （１）都市づくりの推進について

「武蔵村山市第二次まちづくり基本方針（都市計画マスタープラン）（令和５年度～令和24年度）」では、「駅を中心とした歩いて暮らせるまちづくり」を掲げ、多摩都市モノレールの箱根ヶ崎方面への延伸を見据えた将来像を描いています。

交通渋滞を緩和し、誰もが利用しやすい安全で快適な歩行空間を確保するため、幹線道路の整備を促進するとともに、身近な生活道路の充実により、歩行者、自転車、自動車が安全に通行できる道路ネットワークの強化を推進しています。

また、既存の歩道については、ユニバーサルデザイン化をはじめとした、高齢者や障害のある方などに配慮した、安全で快適な歩道への改良に努めています。

### （２）利用しやすい公共交通の整備について

軌道交通のない本市では、バス交通が主要な公共交通となっており、各バス会社が運営する路線バスとともに、市内循環バス（MMシャトル）を市民ニーズに対応した利便性の高い交通手段とするべく、常に現状の検証や課題解決のための検討を重ねながら、各種取組を進めています。

路線バス、MMシャトルの利用が不便な地域を補完するため、事前登録・予約制の乗合タクシー「むらタク」の運行を行っています。

令和７年３月、東京都が多摩都市モノレール箱根ヶ崎方面延伸に関する都市計画決定を告示し、同年11月には都市計画事業の認可を取得しました。市としても、延伸後を見据えたまちづくりと併せ、地域公共交通ネットワークの形成を進めていく必要があります。

### （３）災害対策について

大規模災害において被災者に対する効果的な救援活動を実現するためには、東京都、市、社会福祉協議会、ボランティア及びNPO等関係機関との連携を図る必要があります。

これまで災害が発生した場合等において、高齢者や障害のある方、乳幼児や子ども、妊産婦等の安否確認や避難誘導等をスムーズに行うことを目的に、希望する人を対象に避難行動要支援者名簿を整備し、警察署、消防署及び民生委員・児童委員に配布して、緊急時の連携体制の整備に努めました。

また、社会福祉協議会やボランティア・市民活動センターと連携して災害ボランティアセンターの設置・運営訓練を行い、発災時における円滑な運営体制の整備の取組を進めています。

## 第2節 市民意識調査からみる現状

### 1 市民意識調査の概要

地域福祉計画の策定に向けた基礎資料とするため、市民及び団体・事業所を対象としたアンケート調査を実施しました。概要は以下のとおりです。

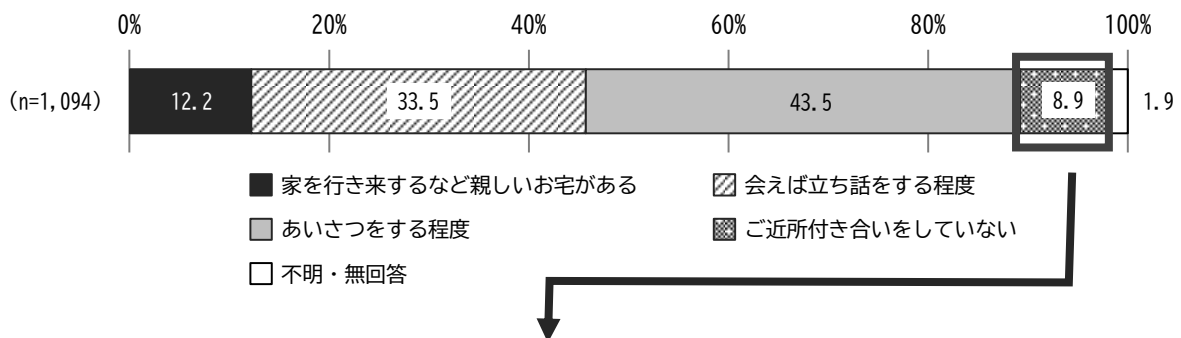
| 項目    | 市民アンケート調査              | 団体・事業所アンケート調査                        |
|-------|------------------------|--------------------------------------|
| 調査対象者 | 市内在住の18歳以上の方より無作為抽出    | 市内で活動するボランティア団体及びNPO法人、市内に所在する社会福祉法人 |
| 調査期間  | 令和7年10月7日から24日         | 令和7年10月7日から24日                       |
| 調査方法  | 郵送配布・郵送回収及びWEB回答       | 郵送配布・郵送回収及びWEB回答                     |
| 配布数   | 3,000件                 | 113件                                 |
| 有効回収数 | 1,094件（郵送839件、WEB255件） | 67件（郵送49件、WEB18件）                    |
| 有効回収率 | 36.5%                  | 59.3%                                |

### 2 市民意識調査（市民向け）の結果

#### （1）近所付き合いについて

##### ①近所付き合いの現状

隣近所の方との付き合いの程度については、「あいさつをする程度」が43.5%と最も高く、次いで「会えば立ち話をする程度」が33.5%、「家を行き来するなど親しいお宅がある」が12.2%となっています。年代別にみると、18～29歳では「ご近所付き合いをしていない」が21.3%と他の世代に比べて高くなっています。



##### ■年代別「ご近所付き合いをしていない」の割合 (n=1,094)

| 18～29歳<br>(n=89) | 30～39歳<br>(n=98) | 40～49歳<br>(n=101) | 50～59歳<br>(n=156) | 60～64歳<br>(n=90) | 65～74歳<br>(n=242) | 75歳以上<br>(n=306) |
|------------------|------------------|-------------------|-------------------|------------------|-------------------|------------------|
| 21.3%            | 15.3%            | 12.9%             | 6.4%              | 12.2%            | 7.0%              | 3.9%             |

## ②近所付き合いをしていない理由

近所付き合いをしていない理由については、「普段付き合う機会がないから」が50.5%と最も高く、次いで「あまり関わりを持ちたくないから」が29.9%、「仕事や学業、家事・育児などで忙しいから」が16.5%となっています。

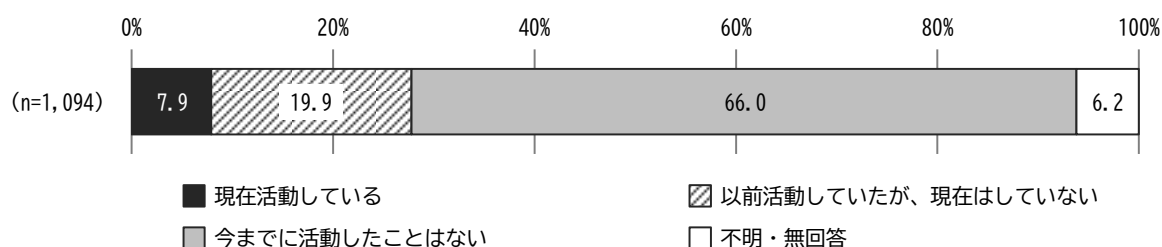
### ■上位5項目 (n=97)

|     |                       |       |
|-----|-----------------------|-------|
| 第1位 | 普段付き合う機会がないから         | 50.5% |
| 第2位 | あまり関わりを持ちたくないから       | 29.9% |
| 第3位 | 仕事や学業、家事・育児などで忙しいから   | 16.5% |
| 第4位 | 気の合う人や話しの合う人が近くにいないから | 14.4% |
| 第5位 | 同世代の人が近くにいないから        | 11.3% |

## (2) ボランティア、地域活動について

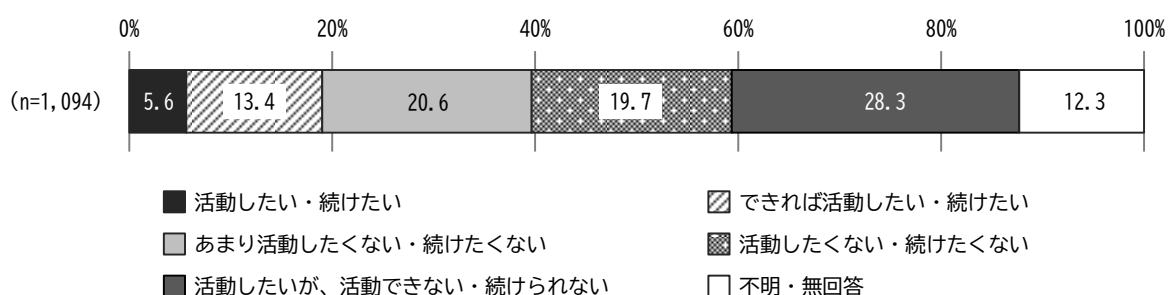
### ①ボランティア、地域活動の状況

ボランティア、地域活動の経験については、「今までに活動したことはない」が66.0%と最も高く、次いで「以前活動していたが、現在はしていない」が19.9%、「現在活動している」が7.9%となっています。



### ②今後のボランティア、地域活動の参加意向

今後のボランティア、地域活動への参加意向については、「活動したいが、活動できない・続けられない」が28.3%と最も高く、次いで「あまり活動したくない・続けたくない」が20.6%、「活動したくない・続けたくない」が19.7%となっています。



### ③ ボランティア、地域活動に参加・活動しやすい条件

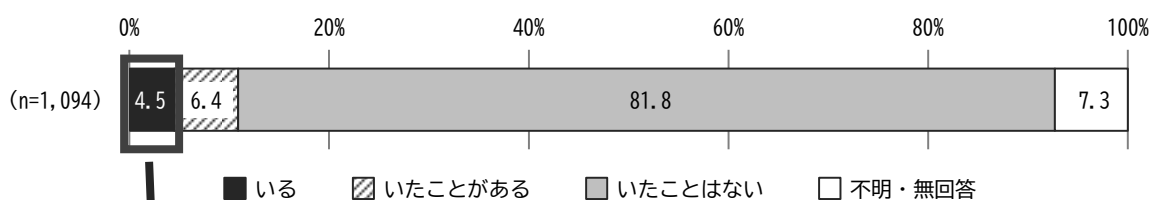
ボランティア、地域活動に参加・活動しやすい条件については、「時間や期間にあまりしばられない」が46.6%と最も高く、次いで「活動できる場所が身近にある」が33.6%、「参加することでメリットがある（報酬など）」が15.8%となっています。

■上位5項目（n=1,094）

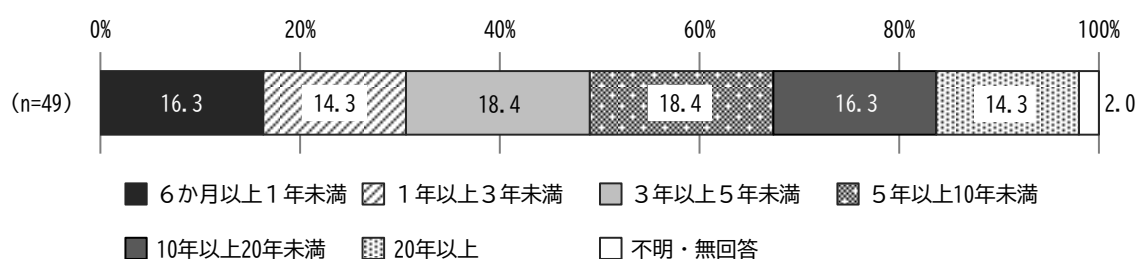
|     |                      |       |
|-----|----------------------|-------|
| 第1位 | 時間や期間にあまりしばられない      | 46.6% |
| 第2位 | 活動できる場所が身近にある        | 33.6% |
| 第3位 | 参加することでメリットがある（報酬など） | 15.8% |
| 第4位 | 特になし                 | 14.8% |
| 第5位 | 条件によらず参加したくない        | 14.0% |

### （3） ひきこもりの方の状況

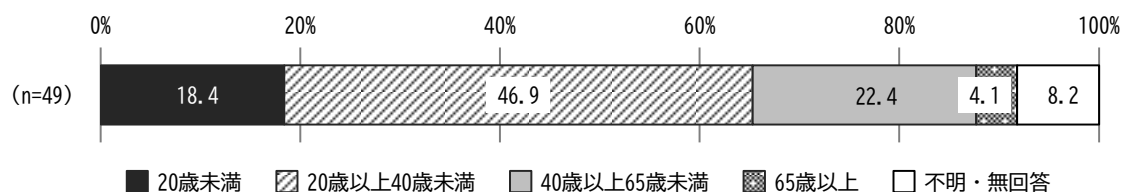
回答者の世帯に、ひきこもり状態にある、またはあった方はいるかについては、「いたことはない」が81.8%と最も高く、次いで「いたことがある」が6.4%、「いる」が4.5%となっています。



ひきこもりの状態の期間については、「3年以上5年未満」「5年以上10年未満」が18.4%と最も高く、次いで「6か月以上1年未満」「10年以上20年未満」が16.3%となっています。

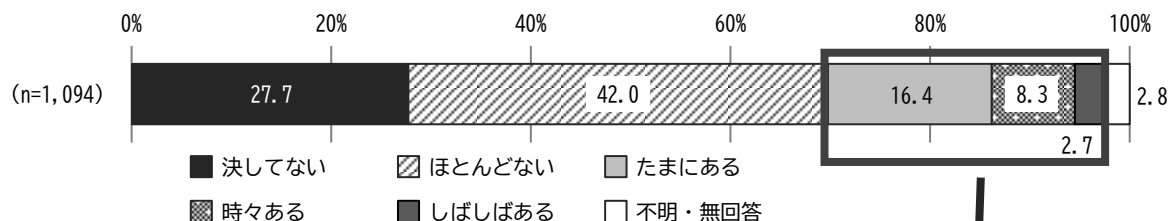


ひきこもりの状態にある方の年代については、「20歳以上40歳未満」が46.9%と最も高く、次いで「40歳以上65歳未満」が22.4%、「20歳未満」が18.4%となっています。



#### (4) 主観的な孤独感

孤独であると感じることがあるかについては、「ほとんどない」が42.0%と最も高く、次いで「決してない」が27.7%、「たまにある」が16.4%となっています。世帯構成別にみると、単身世帯では『ある（「たまにある」「時々ある」「しばしばある」の合計）』が46.7%と他の世帯構成に比べて高くなっています。



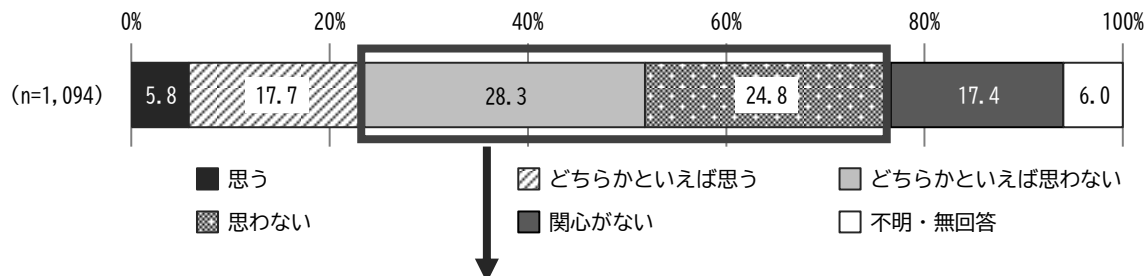
##### ■世帯構成別『ある』の割合 (n=1,094)

| 単身世帯<br>(n=161) | 夫婦のみ世帯<br>(n=287) | 二世帯世帯<br>(n=308) | 三世帯世帯<br>(n=33) | その他の世帯<br>(n=27) |
|-----------------|-------------------|------------------|-----------------|------------------|
| 46.7%           | 23.7%             | 18.5%            | 21.3%           | 33.3%            |

#### (5) 再犯防止について

##### ①犯罪や非行をした人の立ち直りへの協力意向

犯罪や非行をした人の立ち直りに協力したいと思うかについては、「どちらかといえば思わない」が28.3%と最も高く、次いで「思わない」が24.8%、「どちらかといえば思う」が17.7%となっています。



##### ②犯罪や非行をした人の立ち直りに協力したいと思わない理由

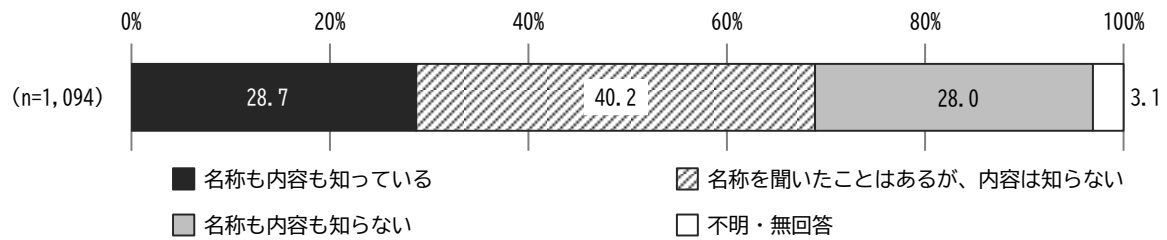
協力したいと思わない理由については、「接し方がわからないから」が41.5%と最も高く、次いで「自身や家族の身が心配だから」が37.7%、「関わりを持ちたくないから」が34.8%となっています。

##### ■上位5項目 (n=771)

|     |                  |       |
|-----|------------------|-------|
| 第1位 | 接し方がわからないから      | 41.5% |
| 第2位 | 自身や家族の身が心配だから    | 37.7% |
| 第3位 | 関わりを持ちたくないから     | 34.8% |
| 第4位 | 時間的余裕がないから       | 28.0% |
| 第5位 | 国や地方公共団体が行うべきだから | 18.8% |

## （６）成年後見制度の認知度

成年後見制度の認知度については、「名称を聞いたことはあるが、内容は知らない」が40.2%と最も高く、次いで「名称も内容も知っている」が28.7%、「名称も内容も知らない」が28.0%となっています。



## （７）家族以外のまわりの人から手助けをしてほしいこと、まわりの人に手助けできること・してもいいこと

家族以外のまわりの人から手助けをしてほしいことについて、「災害時の手助け」が64.5%と最も高くなっています。

また、家族以外のまわりの人に手助けできること・してもいいことについては、「災害時の手助け」が65.8%と最も高くなっています。

### ■【してほしい】上位5項目（n=1,094）

|     |                    |       |
|-----|--------------------|-------|
| 第1位 | 災害時の手助け            | 64.5% |
| 第2位 | 具合がよくない時に病院などに連絡する | 38.4% |
| 第3位 | 安否確認の声かけ           | 37.3% |
| 第4位 | 話し相手や相談相手          | 25.3% |
| 第5位 | 外出（買い物や通院等）の手助け    | 10.6% |

### ■【できる・してもいい】上位5項目（n=1,094）

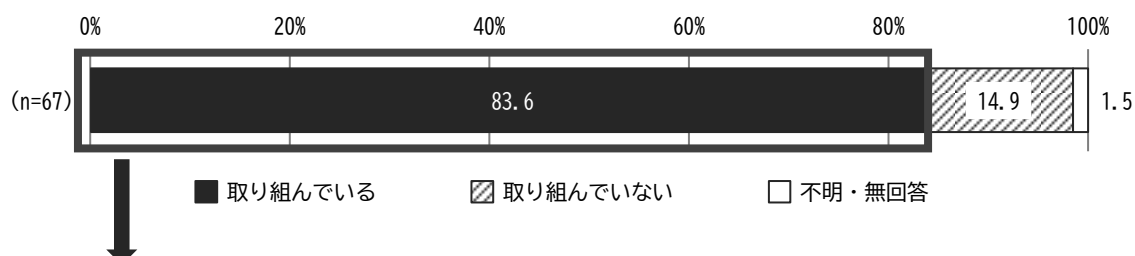
|     |                    |       |
|-----|--------------------|-------|
| 第1位 | 災害時の手助け            | 65.8% |
| 第2位 | 安否確認の声かけ           | 59.5% |
| 第3位 | 具合がよくない時に病院などに連絡する | 58.2% |
| 第4位 | 話し相手や相談相手          | 43.7% |
| 第5位 | ちょっとした買い物やゴミ出し     | 36.9% |

### 3 市民意識調査（団体・事業所向け）の結果

#### （１）地域福祉活動について

##### ①地域福祉活動の取組状況

地域福祉活動（ボランティア活動や地域での助け合い）に取り組んでいるかについては、「取り組んでいる」が83.6%と、「取り組んでいない」の14.9%を上回っています。



##### ②地域福祉活動への関わり方

地域福祉活動への関わりについては、「行事（イベント）への協力」が76.8%と最も高く、次いで「行事（イベント）の開催」が58.9%、「他団体との連携等」が32.1%となっています。

##### ■上位5項目（n=56）

|     |              |       |
|-----|--------------|-------|
| 第1位 | 行事（イベント）への協力 | 76.8% |
| 第2位 | 行事（イベント）の開催  | 58.9% |
| 第3位 | 他団体との連携等     | 32.1% |
| 第4位 | 講座（研修）の開催    | 28.6% |
| 第5位 | ボランティアへの支援   | 23.2% |

##### ③活動を行う上での課題

活動を行う上での課題については、「メンバーが高齢化してきている」が56.7%と最も高く、次いで「活動の中心となるリーダーや後継者が育たない」が34.3%、「活動の利用者・参加者が少ない」「特にない」が19.4%となっています。

##### ■上位5項目（n=67）

|     |                       |       |
|-----|-----------------------|-------|
| 第1位 | メンバーが高齢化してきている        | 56.7% |
| 第2位 | 活動の中心となるリーダーや後継者が育たない | 34.3% |
| 第3位 | 活動の利用者・参加者が少ない        | 19.4% |
| 第3位 | 特にない                  | 19.4% |
| 第5位 | 活動の認知度が低い             | 17.9% |

#### ④活動（事業）を通して関わる世帯の状況

活動（事業）を通して関わる世帯の状況については、「見たり、聞いたりしたことはない」が37.3%と最も高く、次いで「近隣や地域と関わりをもたない世帯（孤立世帯）」が34.3%、「高齢者のみで構成され、主に世帯員どうしが介護している世帯（老老介護）」が26.9%となっています。

##### ■上位5項目（n=67）

|     |                                           |       |
|-----|-------------------------------------------|-------|
| 第1位 | 見たり、聞いたりしたことはない                           | 37.3% |
| 第2位 | 近隣や地域と関わりをもたない世帯（孤立世帯）                    | 34.3% |
| 第3位 | 高齢者のみで構成され、主に世帯員どうしが介護している世帯（老老介護）        | 26.9% |
| 第3位 | 自宅にひきこもっている人がいると思われる世帯（ひきこもり）             | 23.9% |
| 第5位 | 高齢の親がひきこもり状態にある中高年の子どもの生活を支えている世帯（8050問題） | 16.4% |

#### ⑤支援している中での困りごと

④のような世帯を支援している中での困りごとについては、「支援を拒否される」「ほかの相談支援機関との連絡・調整が難しく、スムーズに連携できていない」が36.8%と最も高く、次いで「個人情報の取扱いが難しいため、必要な情報を共有できない」が31.6%となっています。

##### ■上位5項目（n=19）

|     |                                        |       |
|-----|----------------------------------------|-------|
| 第1位 | 支援を拒否される                               | 36.8% |
| 第1位 | ほかの相談支援機関との連絡・調整が難しく、スムーズに連携できていない     | 36.8% |
| 第3位 | 個人情報の取扱いが難しいため、必要な情報を共有できない            | 31.6% |
| 第4位 | 連携して支援を行うにあたって、各相談支援機関等の明確な役割分担ができていない | 26.3% |
| 第4位 | 特に困りごとはない                              | 26.3% |

#### ⑥地域の中で課題に感じることや、活動（事業）を通してよく聞く困りごと

地域の中で課題に感じることや、活動（事業）を通してよく聞く困りごとについては、「近所との交流が少ない」が34.3%と最も高く、次いで「移動手段が整っていない」が32.8%、「世代間の交流が少ない」が29.9%となっています。

##### ■上位5項目（n=67）

|     |                    |       |
|-----|--------------------|-------|
| 第1位 | 近所との交流が少ない         | 34.3% |
| 第2位 | 移動手段が整っていない        | 32.8% |
| 第3位 | 世代間の交流が少ない         | 29.9% |
| 第4位 | 必要な支援につながっていない人がいる | 28.4% |
| 第5位 | 地域の中で気軽に集まれる場所が少ない | 26.9% |

### 第3節 第五次地域福祉計画の成果指標の評価結果

第五次地域福祉計画における成果指標  
の結果を記載  
次回会議にて記載

## 第4節 地域福祉に係る現状のまとめと課題

### 1 地域を支える人づくり

#### (1) 現状のまとめ

- 市民意識調査（市民向け）をみると、近所との付き合いについて「あいさつをする程度」や「立ち話をする程度」が多くなっており、地域における緩やかなつながりが育まれている状況がうかがえます。一方で、地域と関わりを持たない層も一定数存在しており、特に10～20代では「近所付き合いをしていない」と回答した人の割合が他の世代に比べて高くなっています。また、近所付き合いをしていない理由として、「普段付き合う機会がないから」が約5割と最も高くなっています。これに対し、「あまり関わりを持ちたくないから」という回答は約3割となっており、付き合いを拒絶しているわけではなく、適切なきっかけがないことにより、結果として無関心層となっている状況がうかがえます。
- ボランティアや地域活動の経験について、今までに活動したことはないと回答した人が前回調査（令和2年実施の市民意識調査）から低下しており、近年何らかの形でボランティア等に関わったことがある人が増えたと推察されます。実際にボランティア・市民活動センターにおけるボランティア活動人数は近年大幅な増加がみられます。一方、現在活動している人は1割未満に留まっており、地域活動への入り口が広がったものの、担い手としての定着に至っていない状況もうかがえます。ボランティアや地域活動に参加しやすい条件としては、「時間や期間にしばられない」「身近で活動できる」が上位を占めています。
- 市民意識調査（団体・事業所向け）をみると、地域福祉活動に取り組んでいる団体・事業所が8割台半ばとなっており、内容は「行事（イベント）の開催・協力」が中心となっています。また、活動する上での課題として「メンバーの高齢化」「後継者不足」が多く挙がっており、組織の存続に関わる人材不足が深刻化しています。

#### (2) 課題

あいさつや立ち話といった緩やかなつながりが広がりつつある一方、若年層を中心に地域と関わりを持たない層も一定数存在しています。地域とつながるきっかけを提供できるよう、気軽に参加できるイベントの開催や情報提供の工夫などが求められます。また、ボランティア等の経験者は増加傾向にあるものの、担い手としての継続的な参画には至っていない状況もみられます。市民が自身のライフスタイルに応じて無理なく参加できるよう、時間や場所にとらわれない柔軟な活動機会の充実や、参加意欲につながる環境づくりを進めていく必要があります。

## 2 市と市民が一体となった地域づくり

---

### (1) 現状のまとめ

- 市民意識調査（団体・事業所向け）をみると、地域課題として「近所との交流の少なさ」や「世代間の交流の少なさ」というコミュニティの希薄化を危惧する声が上位に挙がっています。
- 家族以外の人に手助けしてほしいこと・手助けできることのいずれにおいても「災害時の手助け」が最も高くなっており、災害時における地域での助け合い意識が高いことがうかがえます。
- 犯罪や非行をした人の立ち直り支援について、立ち直りの重要性を否定しているわけではないものの、犯罪・非行をした人との関わり方や距離感がわからず、心理的な壁を感じている状況がうかがえます。
- 市民意識調査（市民向け）をみると、孤独を感じることがある人は約4人に1人の割合となっています。特に単身世帯では孤独を感じることがある人の割合が半数近くに達しています。
- 市内の約10世帯に1世帯の割合でひきこもりを経験したことがある状況にあり、現在ひきこもり状態にある人の年代は、20～40代の若年・働き盛り世代が多くを占めています。
- 市民意識調査（団体・事業所向け）をみると、現場の団体・事業所が、孤立世帯やひきこもりの状態などを早期に発見するアンテナの役割を果たしている一方で、発見から適切な支援（専門機関）へのつながりがスムーズにいかない実態がうかがえます。また、団体・事業所へのヒアリングにおいて、行政の制度やサービスが届きにくい場面で地域での見守りやボランティア活動、居場所が重要な補完機能を果たしているという意見がありました。

### (2) 課題

地域におけるつながりの希薄化や孤独・孤立が懸念される一方、災害時の助け合いに対する意識は高く、地域で支え合おうとする土壌もうかがえます。今後は、こうした意識を平時からの見守りや交流、居場所づくりにつなげ、地域コミュニティの形成を進めていくことが必要です。また、地域の団体・事業所等が、孤立世帯やひきこもり状態にある人の早期発見の役割を担う一方で、適切な支援へのつながりに課題がみられます。市民、関係機関、行政が一体となって情報共有や連携強化を図り、円滑な支援体制を構築していく必要があります。さらに、犯罪や非行をした人の立ち直り支援については、地域住民の不安や心理的な壁に配慮しながら理解促進を図るとともに、安心して社会復帰できる環境づくりを進める必要があります。

### 3 包括的な支援の仕組みづくり

---

#### (1) 現状のまとめ

- 本市では高齢化が進行しており、高齢者人口は約4人に1人の割合となっています。また、高齢単身世帯や高齢夫婦世帯が増加傾向にあるほか、要支援・要介護認定者数や障害者手帳所持者数も増加しており、今後も支援を必要とする人の増加が見込まれます。
- 市民意識調査（市民向け）をみると、日常生活の困りごとや悩みごとを相談できる相手として、家族や配偶者など身近な人が多くなっている一方、市役所の窓口や社会福祉協議会などの公的な相談窓口は1割未満にとどまっています。また、社会福祉協議会の認知度についても前回調査から大きな変化はみられず、認知が広がっていない状況がうかがえます。
- 生活上の困りごとがありながら、どこに相談すればよいかわからないと回答した人は約1割となっており、主な内容としては「将来の生活への不安」「自分や家族の健康」が上位に挙がっています。
- 市の福祉サービスを充実させるための重要な取組として「相談体制や情報提供の充実」が最も高くなっています。
- 団体・事業所へのヒアリングにおいて、市が行っている良い取組情報が、最も必要としている層に届いていないため積極的かつ分かりやすく発信してほしいという意見がありました。
- 将来の備えとして不安を感じることについては、「判断能力が低下したときの生活のこと」が半数以上となっています。また、成年後見制度の認知度については、前回調査から変化は見られず、認知が広がっていない状況がうかがえます。
- 地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）の相談・支援件数は増加傾向にあります。
- 生活保護における被保護世帯数・被保護人員は同水準で推移しています。
- 団体・事業所へのヒアリングにおいて、それぞれの専門機関が高齢・障害・児童など制度ごとに縦割りで動くのではなく、世帯を丸ごと支える包括的な支援体制が不可欠であるという意見がありました。

#### (2) 課題

困りごとを抱えながらも相談先が分からない人や、公的な相談窓口を知らない・つながっていない人もみられることから、誰もが身近な場所で気軽に相談できる体制づくりや、支援を必要とする人に分かりやすく届く情報発信の強化が求められます。また、高齢化の進行や高齢単身世帯等の増加に伴い、複雑化する課題への対応が求められる中、制度や分野の枠を超えた包括的な支援体制の強化が必要です。あわせて、判断能力の低下や将来の生活への不安を抱える人が増えていることから、成年後見制度の周知啓発や地域福祉権利擁護事業の充実など、誰もが地域で安心して暮らし続けられるための権利擁護支援を進める必要があります。

# 第 3 章 計画の基本的な考え方

## 第 1 節 目指すべき姿（基本理念と基本視点）

### 1 基本理念

基本理念は第五次計画を踏襲し、【みんなが自分らしく ともに支え合い 地域の絆をはぐくむ 福祉のまち】を掲げます。年齢や障害の有無にかかわらず、住み慣れた地域で自分らしく安心して生活を営むことができるよう、住民・ボランティア・NPO・事業者・行政など多様な主体が一体となって支え合いの輪を広げ、地域のつながりと絆を育む福祉のまちの実現を目指します。

**みんなが自分らしく ともに支え合い**  
**地域の絆をはぐくむ 福祉のまち**

### 2 基本視点

地域が抱える課題は、行政だけで解決できるものではありません。市民一人ひとりの主体的な参加、活動団体等の専門性や社会的責任、そして市による施策の推進が有機的に結びつくことで、地域共生社会の実現につながります。互いの役割を尊重しながら三者が同じ方向を向き、共に歩む協働のまちづくりを推進するため、基本視点を以下のとおり定めます。

**市民・活動団体等と市の協働**  
**～同じ方向を目指して～**

## 第2節 計画の基本目標

### 1 計画の基本目標

第六次計画では、社会情勢や国・東京都の動向、市民意識調査等から把握した地域福祉の課題を踏まえ、以下の3つの基本目標を設定します。基本目標の実現に向けては、市民及び活動団体等と連携・協働しながら取り組みます。

#### 基本目標1

#### 地域を支える人づくり

市民一人ひとりが地域を支える担い手としての意識を持てるよう、福祉教育の推進や広報を通じた意識啓発を進めるとともに、**素案（第4章）を踏まえて、作成**支援に努めます。また、福祉活動団体等と連携・協働を推進します。



#### 基本目標2

#### 市と市民が一体となった地域づくり

住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らし続けられるよう、市と市民が一体となった地域づくりを目指します。福祉活動の場の提供や地域福祉コーディネーターの機能の充実、外出支援の仕組み、**素案（第4章）を踏まえて、作成**自主防犯組織の育成など防犯・防犯対策に取り組みます。また、孤独・孤立や再犯を防ぐための多角的な支援と啓発活動を推進します。



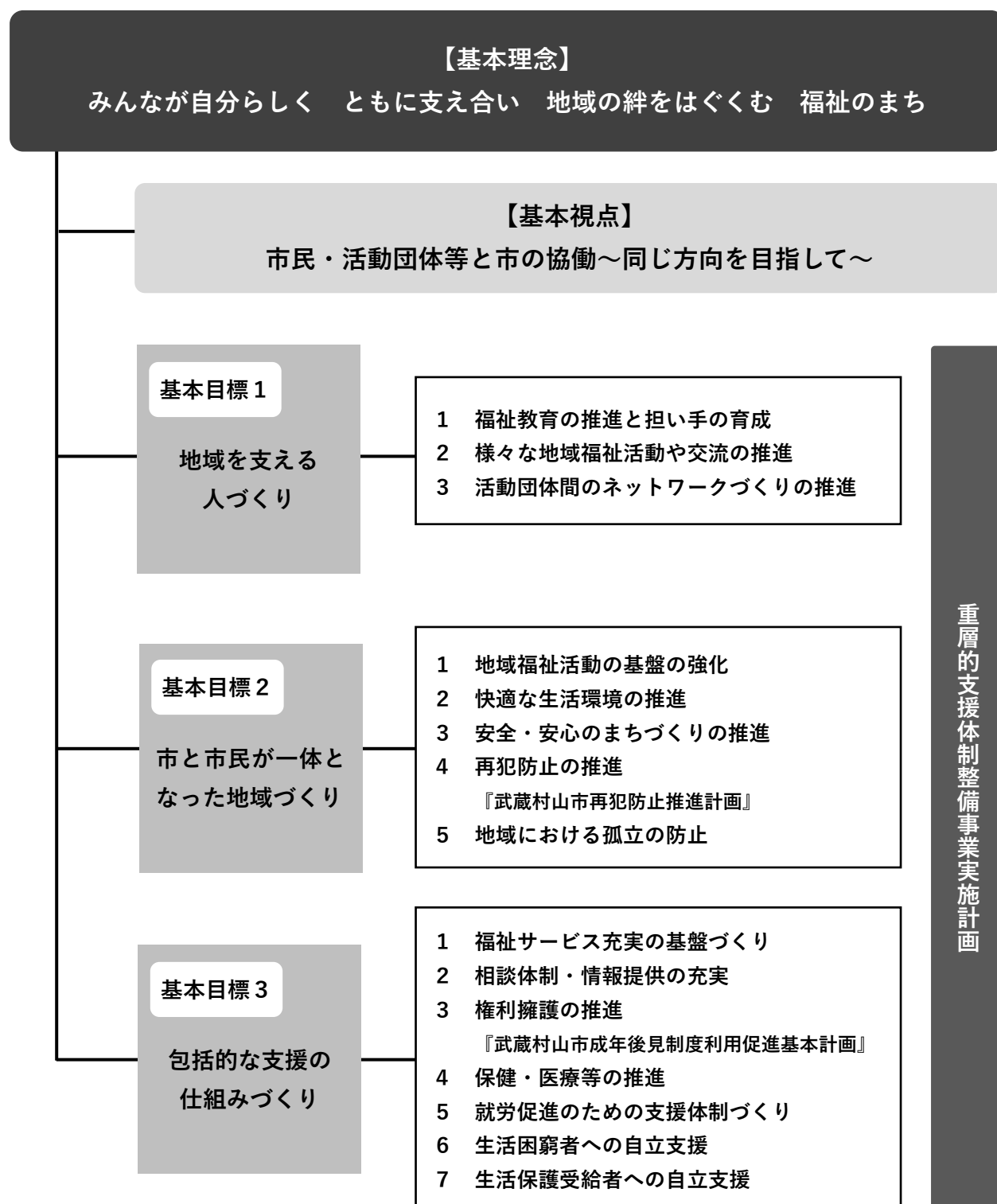
#### 基本目標3

#### 包括的な支援の仕組みづくり

複合的な課題を抱える人や孤立している人を支援から取りこぼさないよう、包括的な支援の仕組みづくりを推進します。保健・医療・福祉連携の推進、**素案（第4章）を踏まえて、作成**始めるとともに、生活困窮者の自立支援に取り組みます。また、成年後見制度の周知や費用助成を通じて、権利擁護を推進します。



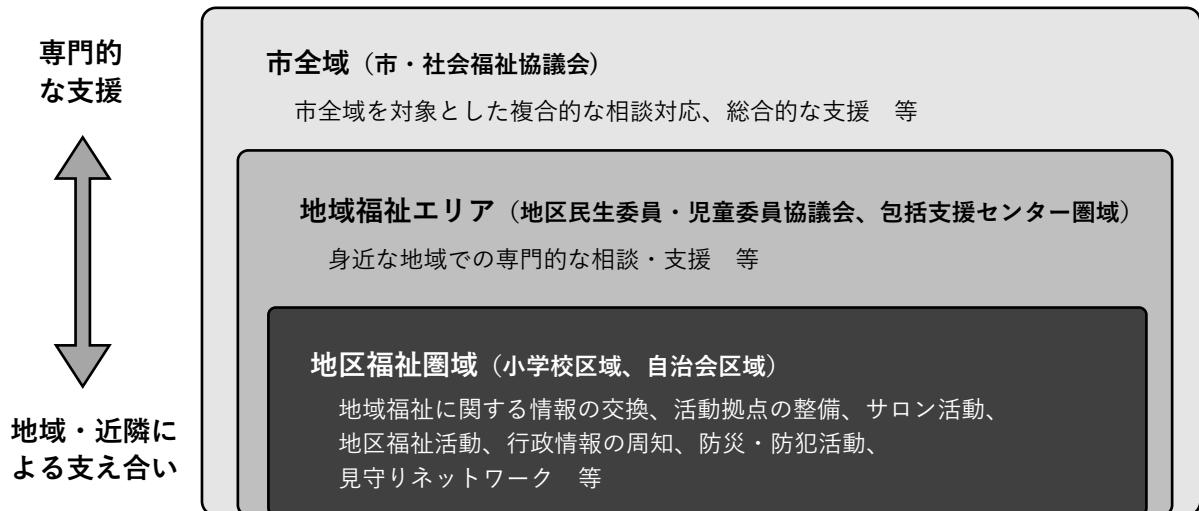
## 2 施策の体系



## 第3節 エリア設定の考え方

### 1 地域福祉エリアの設定

本計画では、地域福祉を推進するため、地域福祉活動のエリアを以下のとおり設定します。



市では、平成6年2月策定の「老人保健福祉計画」において、市内を4つのエリアに区分した「地域福祉エリア」を設定しました。その後、平成18年3月策定の「第二次地域福祉計画（平成18年度～平成22年度）」において、日常生活における行動範囲や生活環境等を考慮したうえで「地域福祉エリア」を見直し、地域における保健・福祉サービスの提供体制の整備を進めてきました。

引き続き4つのエリアを「地域福祉エリア」として設定し、分野別計画や関連施策等との調整を図ります。

#### 【地域福祉エリアに含まれる町名】

| エリア名   | 町名                               |
|--------|----------------------------------|
| 西部エリア  | 伊奈平、岸、残堀、中原、三ツ木、三ツ藤、大字三ツ木（横田基地内） |
| 北部エリア  | 神明、中央、中藤、本町                      |
| 南部エリア  | 榎、大南、学園                          |
| 緑が丘エリア | 緑が丘                              |

【地域福祉エリアの地図】

